



## 第一部

---

# 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」とは？ その関連税制を考察

---

講 師

税理士法人右山事務所

税 理 士 毛 利 修 平 氏

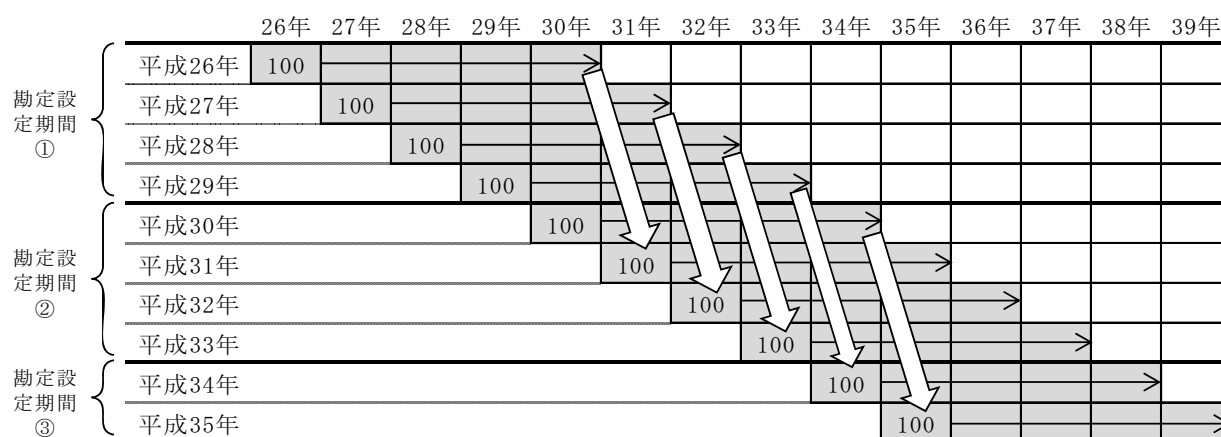
## 1. 制度概要

少額投資非課税制度（愛称：NISA（ニーサ））は、2014 年から導入される投資信託や上場株式等のための非課税制度である。

英国の Individual Savings Account（個人貯蓄口座）を参考にした制度であるため、日本版 ISA（にほんばんアイエスエー）とも言われている。

投資信託や上場株式等から生じる所得への課税は、この制度の導入に合わせて現在の10%から20%になる予定であり、NISA の非課税口座を利用することで、毎年100万円までの投資から得られる値上がり益や配当・分配金が実質最長10年間非課税となる。

項目	内 容
非課税対象	上場株式等の配当等及び譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額100万円が上限（未使用枠の翌年繰越は不可）
非課税投資総額	500万円
保有期間	最長5年間（他の年分の非課税管理勘定へ移管が可能）
途中売却	自由（売却部分の枠は再利用不可）
口座開設数	年間1人1口座
口座開設期間	平成26年～平成35年の10年間
対象者	居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者」とする）
年齢制限	その年1月1日に満20歳以上



### NISAに関する法令等

- ・ 租税特別措置法9条の8, 37条の14
- ・ 租税特別措置法施行令5条の2の2, 25条の13, 25条の13の2～7
- ・ 租税特別措置法施行規則5条の5の2, 18の15の3～9
- ・ 租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて（H25.7.1改正）
- ・ NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A（日本証券業協会）

## 2. 制度目的

### (1) 目的

第1 幅広い家計が安定的な資産形成を中長期で取り組めるように支援すること

第2 成長資金の供給を拡大すること

### (2) 現状

- ① 日本の家計の金融資産は 1500 兆円あると言われている（日銀「資金循環」統計 2012 年末では 1547 兆円）。しかし、個々の家計レベルで見ると、将来に備えた資産形成が十分にできていない世帯が数多くある。

統計では、一時的な預貯金を除いた金融資産を全く保有していない 2 人以上世帯の割合は 28.6%（金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（二人以上世帯調査）2012 年）となっており、資産形成の支援は喫緊の課題となっている。

また、デフレからの脱却を政府・日銀ともに目標としているが、預貯金や年金はデフレに弱いと言われている。

これら経済的弱者の自助努力に基づく資産形成を支援・促進することが第一の目的である。

- ② 日銀の「資金循環」統計によると、1547 兆円（2012 年末）の内訳は、預金が 55% と過半を占め、株式と投資信託は各 4% と合計しても 2 桁に届かない。一方、海外では米国は株式等のリスク資産が 4 割を超え、ユーロ圏でも 15% 前後と日本より高い。

これでは直接金融としての資金供給が不十分であることから、NISA によって家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが第二の目的である。

## 3. 制度内容

### (1) 口座の開設

- ① 非課税適用確認書の取得（措法 37 の 14⑥⑦）

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者は、次に掲げる勘定設定期間（★Ⅰ）ごとに、氏名・生年月日・住所・基準日における住所その他を記載した申請書に、基準日における住民票を添付し、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年 10 月 1 日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 30 日までの間（★Ⅱ）に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、かつ、その住所等の告知内容につき確認を受けなければならない。

（注）マイナンバーの利用開始後は、個人番号の告知が追加される（住民票の添付は必要）。

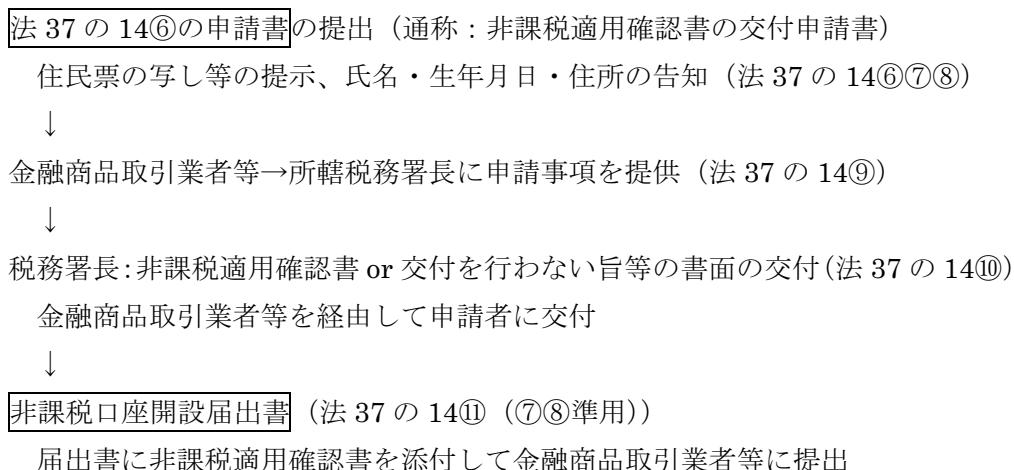


勘定設定期間	基準日
平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 29 年 12 月 31 日 (4 年間)	平成 25 年 1 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 33 年 12 月 31 日 (4 年間)	平成 29 年 1 月 1 日
平成 34 年 1 月 1 日 ～ 平成 35 年 12 月 31 日 (2 年間)	平成 33 年 1 月 1 日

※金融商品取引業者等とは？

- (a) 金融商品取引業者（金融商品取引法 2⑨、証券会社）
- (b) 登録金融機関（同法 2⑩、銀行等）
- (c) 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律 2⑪）

② 開設の流れ



③ 非課税上場等株式管理契約（措法 37 の 14⑤二）

非課税管理勘定は非課税上場株式等管理契約に基づいてのみ設定が可能となる。その内容は次のとおりであり、それ以外の詳細は金融商品取引業者等の約款等によって決められる。

- イ 上場株式等の振替講座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、その記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと
- ロ その非課税管理勘定はその居住者から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられること
- ハ その非課税管理勘定はその勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日において設けられること
- ニ その非課税管理勘定においてはその居住者の上場株式等のみを受け入れること
- ホ その非課税管理勘定において振替講座簿への記載若しくは記録又は保管の委託が

- されている上場株式等の譲渡はその金融商品取引業者等への売り委託による方法、その金融商品取引業者等に対してする方法その他一定の方法によりすること
- へ その非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日においてその非課税管理勘定に係る上場株式等はその非課税管理勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されること
- ト 払出しがあった場合には、金融商品取引業者等はその払出時の金額及び数等を通知すること

(2) 上場株式等の範囲（措法37の14①★Ⅲ）

① 平成26年1月1日～平成27年12月31日（平成25年改正措法附則48③）

イ 次に掲げる株式等のうち金融商品取引所に上場しているもの（店頭登録銘柄、外国金融商品市場において売買されている株式等を含み、特定新株予約権等（措法29の2、ストックオプション税制）を除く。）

- ① 株式及び新株予約権
  - ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分等
  - ③ 新株予約権付社債
  - ④ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資
  - ⑤ 資産の流動化に関する法律2条5項に規定する優先出資
  - ⑥ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権
  - ⑦ 証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託の受益権に該当しないものの受益権
  - ⑧ 特定受益証券発行信託の受益権
- ロ 公募証券投資信託（公社債投資信託を除く）
- ハ 特定投資法人の投資口

② 平成28年1月1日以後

イ 次に掲げる株式等のうち金融商品取引所に上場しているもの（店頭登録銘柄、外国金融商品市場において売買されている株式等を含み、特定新株予約権等（措法29の2、ストックオプション税制）を除く。）

- ① 株式及び新株予約権
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分等
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資
- ④ 資産の流動化に関する法律2条5項に規定する優先出資
- ⑤ 投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）

- ㉞ 特定受益証券発行信託の受益権
- ㉟ 新株予約権付社債
- ロ 公募証券投資信託（公社債投資信託を除く）
- ハ 特定投資法人の投資口
- ※ 金融庁は平成 26 年度税制改正要望において、公社債及び公社債投資信託を平成 28 年から NISA の対象とすることを盛り込む予定（平成 28 年は特定公社債等の利子等・譲渡損益と上場株式等の配当等・譲渡損益の損益通算が可能となるタイミング）。

(3) 上場株式等の受け入れ（措法 37 の 14⑤二イ）（★IV）

① 取得期間

非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日

② 取得方法

- イ 金融商品取引業者等への買い付けの委託による取得
- ロ 金融商品取引業者等からの取得
- ハ 金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集による取得
- ニ 非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管（★V）
- ホ 非課税口座内上場株式等の合併・分割による取得等

③ 100 万円の範囲に含まれる取得対価の額の範囲

- イ 購入した上場株式等・・・購入の対価の額
- ロ 払込みにより取得をした上場株式等・・・払い込んだ金額
- ハ 他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等・・・移管に係る払出し時の金額
- ※ いずれの場合にも付随費用は含まない（措通 37 の 14-8）。

(4) 非課税の対象となる金額

① 配当等（措法 9 の 8①）

非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年間に支払を受けるときその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税が課されない。

(注) 上記配当等については、非課税管理勘定を開設した金融商品取引業者等が国内の支払の取扱者であるものに限って非課税の対象となる（★VI）。

② 譲渡損益 (★VII)

イ 譲渡益の非課税 (措法 37 の 14①)

非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等のうちその非課税管理勘定に係るもののその非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税が課されない。

ロ 譲渡損の場合 (措法 37 の 14②)

譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、ないものとみなされる (★VIII)。

ハ みなし譲渡 (措法 37 の 14④)

次に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあった場合には、その払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として一定の金額<sup>(註)</sup>により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなされる。

また、④～⑥に掲げる事由による払出しがあった場合には、その払出しがあった時に、その譲渡をしたとみなされた金額により同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなされる (★IX)。

- ④ 非課税口座から他の保管口座への移管
- ⑤ 非課税口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者への返還
- ⑥ 非課税口座の廃止
- ㊦ 贈与又は相続若しくは遺贈 (★X)
- ㊧ 非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

(注) その時における価額として一定の金額 (措令 25 の 13④)

次の(a)～(d)の株式等の区分に応じ、それぞれに定める金額をその株式等の 1 単位当たりの価額として計算した金額とする。

なお、二以上の市場で取引される上場株式等 (下記(a)及び(c)に限る。) については、譲渡時は最も高い市場の価格により、払出し時は最も低い市場の価格によることができる (措通 37 の 14-5)。

(a) 取引所売買株式等

金融商品取引所において公表されたその事由が生じた日におけるその取引所売買株式等の最終の売買の価格 (最終の売買の価格がない場合には、公表された最終の気配相場の価格とし、そのいずれもない場合には、同日前の最終の売

買価格又は最終の気配相場の価格のうち直近のものとする。以下同じ。)

(b) 店頭売買株式等

公表されたその事由が生じた日におけるその店頭売買株式等の最終の売買の価格

(c) その他価格公表株式等

価格公表者によって公表されたその事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格

(d) 上記以外の株式等

その株式等のその事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

※ 上記「最終の気配相場の価格」とは、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値をいう（措通 37 の 14-4）。

(5) 非課税口座の廃止

① 届出書の提出による廃止（措令 25 の 13 の 4①②）

イ 非課税口座廃止届出書の提出

非課税口座を廃止するためには、廃止する旨その他一定の事項を記載した非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

ロ 届出書の効力

非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、その提出があった日の翌日にその非課税口座廃止届出書に係る非課税口座は廃止される。

そのため、提出日の翌日の時価により払出しが行われ、譲渡があったものとみなされる。また、同時価により同日において取得したものとみなされる（措法 37 の 14④）。

② 出国による廃止（措令 25 の 13 の 4③④）

イ 出国届出書の提出

出国により居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、その旨その他一定の事項を記載した出国届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

※ 出国とは？

居住者にあつては、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、国内に恒久的施設を有しないこととなることをいう。

ロ 届出書の効力

出国届出書の提出があった場合には、その出国の日の前日に非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなす。

そのため、出国日にその出国届出書に係る非課税口座は廃止され、同日の時価により払出しが行われ、譲渡があったものとみなされる。また、同時価により同日において取得したものとみなされる（措法 37 の 14④）。

★留意点

I 勘定設定期間

① 手続き

勘定設定期間ごとに非課税適用確認書の交付を受ける必要があるため、引き続き同じ金融商品取引業者等での非課税口座を開設する場合にも、住民票等の手続きが必要となる。

② 口座開設

非課税口座は勘定設定期間を通じて 1 人 1 口座しか開設できない（措法 37 の 14⑫）。そのため、現時点で口座の予約が始まっているが、10 月 1 日からの税務署申請時に、1 人で複数の金融商品取引業者等から申請が行われる可能性がある。

その場合には、税務署が任意の金融商品取引業者等を選択し、その金融商品取引業者等から顧客に「NISA 口座は 1 つしか持てません。当社での開設でいいですか」と確認するよう求めるとしている（日経新聞 2013 年 8 月 19 日朝刊 5 面）。

II 申込期限

その年に非課税口座を開設しようとする場合には、その前年の 10 月 1 日からその年 9 月 30 日までに金融商品取引業者等を経由して税務署に申請する必要がある。

しかし、金融商品取引業者等の事務処理の関係から、9 月 30 日よりかなり前に期限が設けられているので注意が必要である。例えば、マネックス証券では 8 月 15 日（8 月 15 日が非営業日の場合には前営業日）までとなっている（マネックス証券非課税上場株式等管理約款）。

III 上場株式等の範囲

金融商品取引業者等の違いによって、その取扱商品が異なるため、投資対象が制約される。なお、新規公開株（IPO）についても証券会社によって対応が異なる。

	国内株式	株式投資信託	外国株式
証券会社	○	○	△
銀行	ほぼ×	○	×

#### IV 上場株式等の受け入れ

証券会社などの特定口座又は一般口座に預けている上場株式等は非課税管理勘定に移すことはできない。新たな資金での取得又は所有しているものを売却してからの取得が必要となる。

#### V 移管

一の勘定設定期間に係る非課税管理勘定で取得した非課税口座内上場株式等の他の勘定設定期間に係る非課税管理勘定への移管は、同じ金融商品取引業者等での移管であれば可能である。別会社であれば不可であるため、売却して現金の移管をし、再度購入という流れとなる（同会社で合っても、みなし譲渡→みなし取得となる。）。

また、5年経過時だけでなく、いつでも移管することは可能である（メリットの有無は不明）（日本証券業協会 NISA 推進プロジェクトチーム問い合わせ）。

#### VI 配当金の非課税

##### ① 受取方法

取引口座での配当金の受け取りでなければ非課税とはならない。

意思表示をしなければ、通常は配当金領収証方式となり、非課税とならない（非課税口座開設届出書に✓をする箇所がある証券会社もある。）。

また、証券会社ごと、口座ごとといった指定方法はできないことから、特定口座を開設している他の証券会社等で株式数比例配分方式以外を選択すると、自動的に非課税口座に係る配当金についても変更される。

配当金領収証方式	ゆうちょ銀行等で配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方法
単純取次ぎ方式	銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関預金口座で配当金を受け取る方法
株式数比例配分方式	すべての銘柄について、証券会社等の口座の残高に応じ、証券会社等を通じて配当金を受け取る方法
登録配当金受領口座方式	すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関預金口座で配当金を受け取る方法

※ 国内上場外国株式及び国内上場株式 **ETF**（外国株式扱いのもの）の配当等については、現状として株式数比例配分方式が選択できないため、非課税の対象とならないと考えられる。

##### ② 受取時期

配当等については、その効力発生日が収入すべき時期となっている（所基通 36-4(1)）。そのため、5年経過時までには非課税となるのは年1回配当であれば4回分となる。



Ⅶ 譲渡損益：共通必要経費の額がある場合（措令 25 の 13③、措規 18 の 15 の 3①）

非課税口座内上場株式等の譲渡と非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた費用（以下「共通必要経費」という。）があるときは、その共通必要経費の額は、これらの譲渡による収入金額その他の基準のうちその業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものによらなければならない。

よって、非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡にのみに必要な経費として申告することはできない（課税所得を違法に圧縮することとなる）ため、投資顧問料等の必要経費がある場合には留意が必要である。

Ⅷ 譲渡損

非課税口座内上場株式等の譲渡による損失はないものとみなされることから、損益通算及び損失の繰越控除の対象とはならない（措通 37 の 14-3）。

Ⅸ みなし譲渡の場合の取得費

その払出し時の時価により取得したものとみなされることから、当初取得時の付随費用についても切り捨てられる（措通 37 の 14-9）。

Ⅹ 贈与又は相続若しくは遺贈

贈与又は相続若しくは遺贈により非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した受贈者又は相続人若しくは受遺者については、その取得は非課税上場株式等管理契約に基づくものではないため、受贈者等について非課税の適用はない（措通 37 の 14-2）。

○ その他留意点

① 信用取引

長期保有を目的として設立される制度であることから、短期的な売買が主となる信用取引は除外されている。

② 代用有価証券

信用取引の場合の委託保証金として現金の代わりに差し出す有価証券を「代用有価証券」というが、非課税管理勘定で保有する非課税口座内上場株式等は他の口座で行う信用取引の代用有価証券としては利用できない（国税庁見解としての報道，日経新聞電子版 2013 年 7 月 19 日）。



#### 4. 関連税制

##### (1) 地方税法

個人住民税の総所得金額等は、地方税法 32 条 2 項及び 313 条 2 項の規定により、所得税法等に規定する所得計算の例によるとされているため、租税特別措置法の改正規定は、原則として自動的に影響することとなる。

なお、譲渡に関してのみ租税特別措置法 37 条の 14 と同様の規定が設けられている（地法附則 35 の 3 の 2）。

##### (2) 相続税

###### ① 概要

死亡時に所有している非課税口座内上場株式等は死亡日（届出日が後日でも死亡日に遡って）に、その死亡日の時価で、非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座内上場株式等であった上場株式等は相続人又は受遺者が取得することとなる。

###### ② 相続人の手続き

###### イ 非課税口座開設者死亡届出書の提出（措令 25 の 13 の 5，措規 18 の 15 の 7）

非課税口座を開設している居住者が死亡したときは、その者の相続人（相続人がいないときは受遺者）は、その居住者が死亡したことを知った日以後遅滞なく、その旨その他一定の事項を記載した非課税口座開設者死亡届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

###### ロ 非課税上場株式等管理契約の解除

非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合には、居住者の死亡の日に遡って非課税上場株式等管理契約が解除される（措通 37 の 14-1，約款）。

また、これにより同日において非課税口座内上場株式等の払出しが行われ、同日の時価により被相続人による譲渡があったものとみなされる（措法 37 の 14④二）。

###### ハ 通知

相続又は遺贈による払出しがあった場合には、その相続又は遺贈によりその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者に対し、その払出しがあった非課税口座内上場株式等の払出し時の金額及び数が金融商品取引業者等から通知される（措令 25 の 13⑧）。

### ③ 評価

#### イ 上場株式等

上場株式等の相続又は遺贈であるため、財産評価基本通達 169（上場株式の評価）等で評価されることとなると思われる。

#### ロ 配当期待権

基準日から効力発生日（所基通 36-4(1)）までの間に死去した場合に相続財産となる。

なお、非課税管理勘定は死亡時に解除されるため、受け取る配当等は非課税の対象とはならず、源泉徴収分の控除が必要となる（評基通 193）。

### ④ 相続人における取得費

相続又は遺贈により取得した非課税口座内上場株式等であった上場株式等の取得費は、時価（措令 25 の 13④の準用）とされる（措通 37 の 14-2(注)、法令上はみなし取得費の規定なし）。

## (3) 贈与税

### ① 概要

贈与をした非課税口座内上場株式等は贈与時に、その贈与日の時価で、非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座内上場株式等であった上場株式等は受贈者が取得することとなる。

### ② 手続き

法令上は特に設けられていない。

### ③ 評価

#### イ 上場株式等

上場株式等の贈与であるため、財産評価基本通達 169（上場株式の評価）等で評価されることとなると思われる。

#### ロ 配当期待権

配当等の基準日（通常は決算日）から効力発生日までの間に贈与をしたとしても配当等は基準日の株主名簿等に記載されている者に支払われるため、贈与税の問題とはならない。

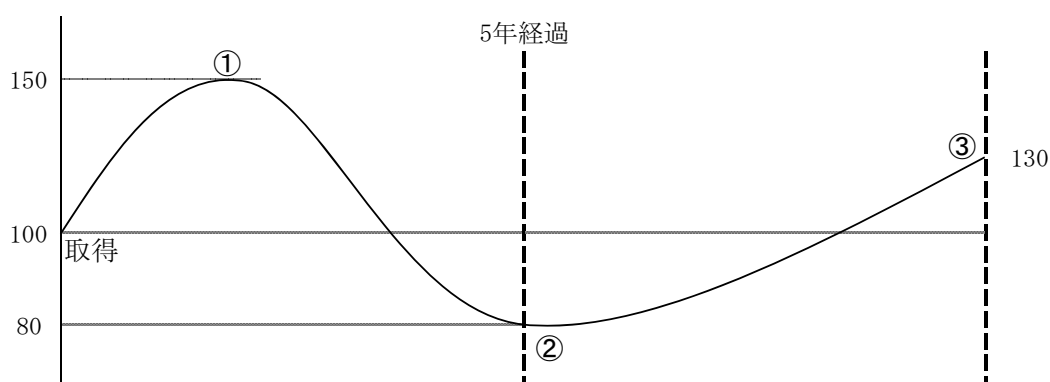
なお、贈与者がその非課税口座内上場株式等に係る配当等を、非課税管理勘定を設けた金融証券取引業者等において非課税管理勘定を設けた日の属する年の 1 月 1

日から5年以内に受け入れた場合には、贈与後であっても措法9の8の適用に影響はないと思われる。

#### ④ 受贈者における取得費

贈与により取得した非課税口座内上場株式等であった上場株式等の取得費は、時価（措令25の13④の準用）とされる（措通37の14-2(注),法令上はみなし取得費の規定なし）。

#### 《ケーススタディ》



##### 1. ①の時点で譲渡すると？

譲渡対価 150 - 取得費 100 = 譲渡益 50 ∴ 非課税管理勘定での譲渡のため非課税

##### 2. ②の時点での課税関係（5年経過によるみなし譲渡）

みなし譲渡対価 80 - 取得費 100 = △20 ∴ 譲渡損はないものとみなされる

また、時価 80 でみなし取得

→ 新たな年分の非課税管理勘定へ移管 → 下記3へ

→ 特定口座又は一般口座へ移管 → 下記4へ

##### 3. ③の時点で譲渡（非課税管理勘定）

譲渡又はみなし譲渡による課税関係

譲渡対価 130 - 取得費 80 = 譲渡益 50 ∴ 非課税管理勘定での譲渡のため非課税

##### 4. ③の時点で譲渡（特定口座又は一般口座）

譲渡対価 130 - 取得費 80 = 譲渡益 50 ∴ 譲渡益 50 に対して課税

※ 当初 100 で取得し最終的に 130 で売却したにもかかわらず、30 (130 - 100) ではなく、50 (130 - みなし取得費 80) が課税対象となる。

《今後の課題等》

○ 5年間という縛り

期間制限があると、5年経過時には価値が下がってしまっているかもしれないと思う人は多いと思われる。結果として、上がったら売却するという流れになってしまうと長期投資の促進という政策目的を全うできない恐れがある。

この点、英国版 ISA では非課税期間は無制限であり、投資継続の場合には金融商品の変更も可能である（現金化するとその枠は消失する。）。

○ 10年間という縛り

平成 26 年 1 月 1 日時点で 20 歳以上の人しかフルに適用を受けられず、若年者が 100 万円を毎年投資するのは経済的に困難である。現在の中高齢者を優遇する措置でしかないとも言える。英国版 ISA は恒久化されている。

○ 損益通算

損失がでた場合に切り捨てられるのは、非課税の逆は「ないものとみなす」とする所得税の立場上やむを得ないかもしれない。しかし、政策目的を達成するためには例外を設けるべきと考える。

○ 4年間業者を変更できない

業者によって取り扱う商品に差があり、業者の方針によって取扱銘柄は変更になる可能性もある。であるのに、納税者は業者の途中変更をできない。

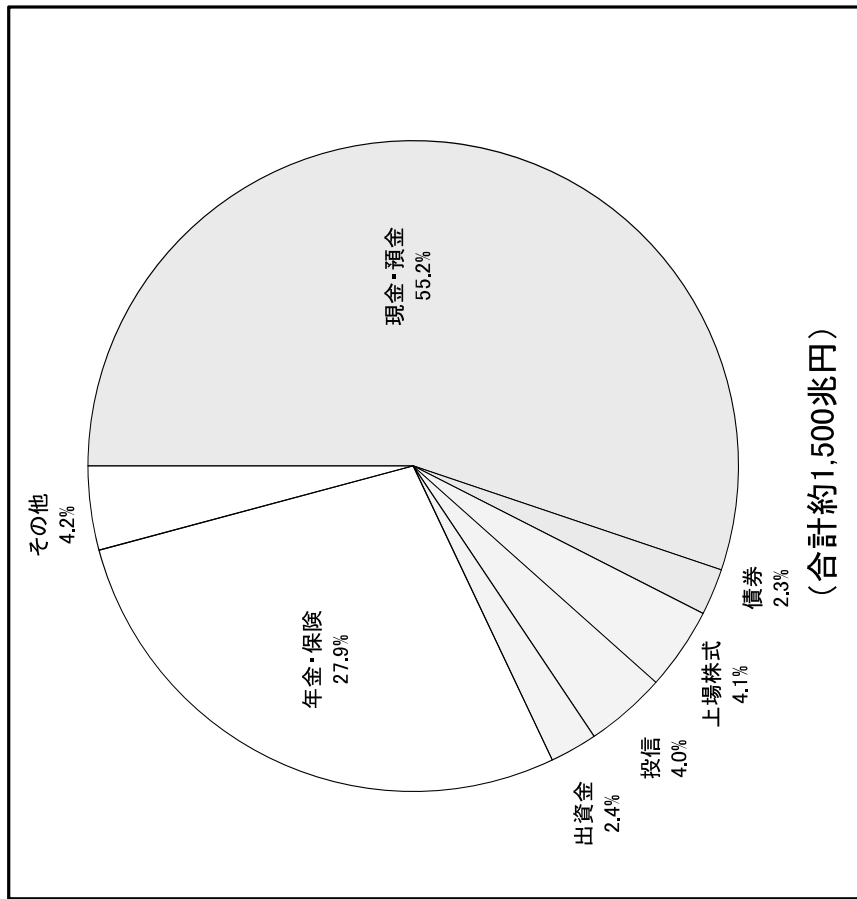
なお、英国版 ISA では証券業者間での移行は自由である。

(参考資料等)

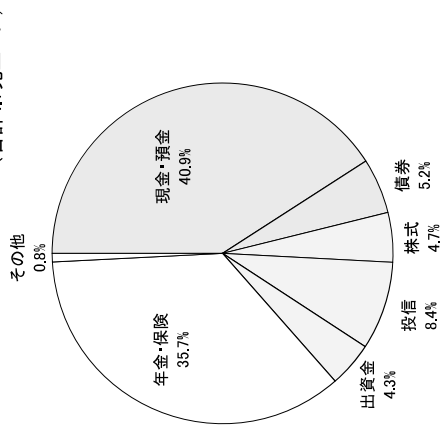
- ・平成 25 年度税制改正要望（金融庁）
- ・英国の ISA の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～（日本証券業協会）
- ・NISA（少額投資非課税制度）に関する Q & A（日本証券業協会）
- ・日本証券業協会 NISA 推進プロジェクトチーム（0120-213-824）

# (参考) 家計金融資産の国際比較

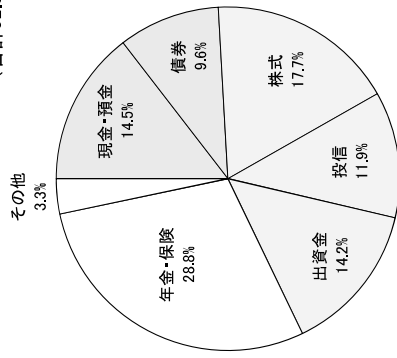
日本 (2012年3月末 (速報))



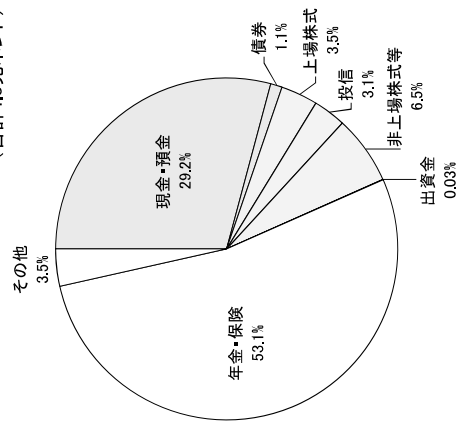
ドイツ (2011年12月末)  
(合計4.7兆ユーロ)



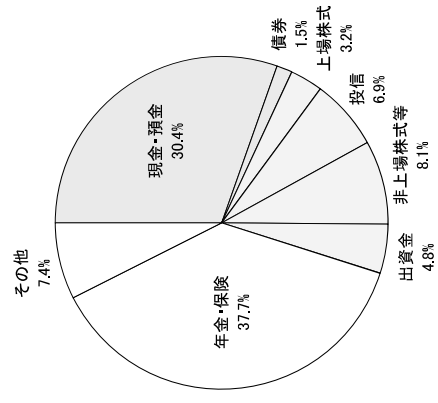
米国 (2012年3月末)  
(合計52.5兆ドル)



イギリス (2011年12月末)  
(合計4.3兆ポンド)



フランス (2011年12月末)  
(合計4.0兆ユーロ)



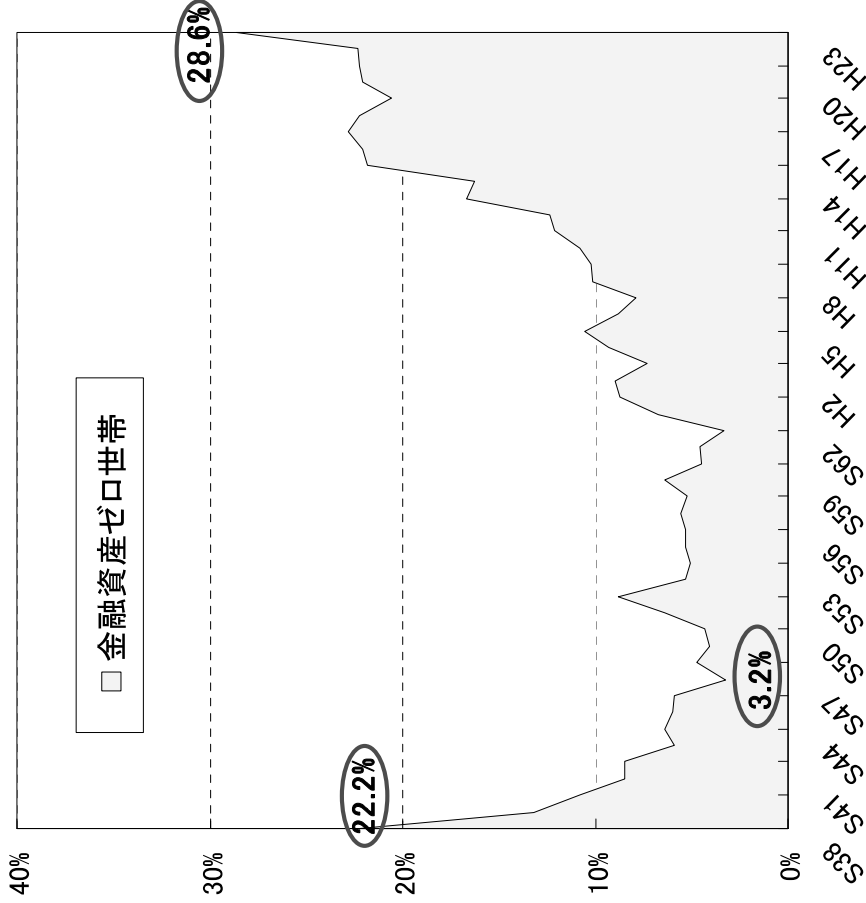
(注) 日本は「家計」をベースとした値。ドイツ、米国、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Financial Accounts for Germany"、米国: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、

イギリス: Office for National Statistics "United Kingdom Economic Accounts"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

# (参考) 金融資産ゼロ世帯問題

## 金融資産ゼロ世帯の推移

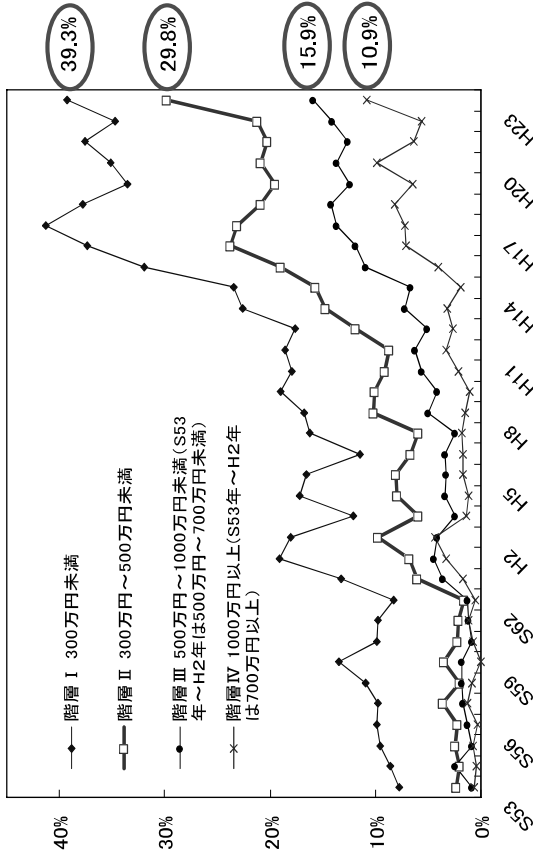


(注1) 金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

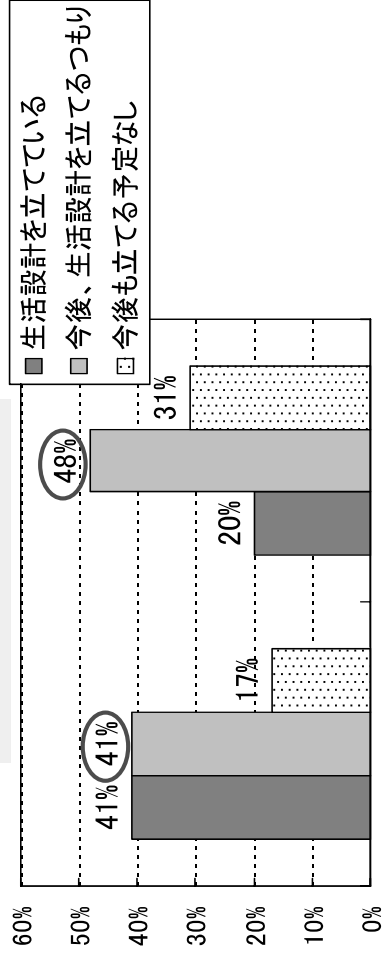
(注2) 例年夏(ポーンナス後)に調査を行っているが、平成23年は震災を勘案し、秋(ポーンナス前)に実施

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)

## 収入階層別の金融資産ゼロ世帯比率



## 生活設計策定の意向



## 金融資産保有世帯 金融資産ゼロ世帯

(資料 3-1 : 英国の ISA の概要)

	英国の ISA		日本版 ISA
	株式型 ISA	預金型 ISA	
口座開設者	18 歳以上の居住者	16 歳以上の居住者	20 歳以上の居住者
口座開設期間	—	—	平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年 (注) 口座開設申込期間は前年の 10 月から当年 9 月 末まで
対象商品	上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等	預貯金、公社債投資信託 (MMF 等)	上場株式、公募株式投資信託
非課税対象	利子 (預貯金の利子を除く)、配当、譲渡益等	利子	配当、譲渡益
非課税期間	無期限	無期限	10 年間
年間拠出額	£ 11,280 (約 135 万円)	£ 5,640 (約 68 万円)	100 万円
収益分配金等の再投資	年間拠出額に不算入	年間拠出額に不算入	年間拠出額に算入
累積投資残高の上限の有無	無し	無し	有り (300 万円)
スウィッチングの可否	可	可	不可
引出制限の有無	無し	無し	無し

(英国関税歳入庁及び財務省に基づき日本証券業協会作成)

資料Ⅲ「英国の ISA の実施状況について」日本証券業協会  
※資料内斜線は筆者加筆 (旧制度のため)

## 第二部

---

# ついに導入『番号制度』 その仕組みと情報セキュリティの現状は？

---

講 師

税理士法人あすなろ

税 理 士 菅 沼 俊 広 氏



- マイナンバー制度

制度の導入趣旨

番号制度でできる事

利用範囲

国民のメリット

情報提供イメージ

構築コスト

- 情報セキュリティ(個人情報保護を含む)

# マイナンバー

## 社会保障・税番号制度

～ マイナンバー法案 ～



番号制度創設推進本部

番号制度創設推進本部は、平成23年1月31日政府・与党社会保障改革検討本部決定により内閣総理大臣の下に設置され、その構成員は内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣等である。

## 制度の導入趣旨

# 番号制度ってどんなもの？

政府は、「社会保障・税番号制度」の導入をめざし、2012年2月14日に「マイナンバー法案<sup>※1</sup>」および関係法律の整備等に関する法案を閣議決定し、国会に提出しました。

社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保する社会的基盤（インフラ）です。

番号制度では、赤ちゃんからお年寄りまでみなさん一人ひとりが自分だけの「番号（マイナンバー）<sup>※2</sup>」を持つこととなります。このマイナンバーは、年金、医療保険、福祉、介護保険、労働保険の社会保障分野と国や地方の税務分野のほか、災害時など幅広い利用が考えられています。

番号制度の導入によって、国や地方公共団体などの機関がそれぞれで保有している同じ人の情報について、それらが同じ人の情報であると分かるようになります。

※1 マイナンバー法案：正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」

※2 マイナンバー：番号制度で利用する「番号」の名称で、一般公募により決定しました。

マイナンバー  
社会保障・税番号制度  
番号制度創設推進本部  
リーフレットより

## 制度の導入趣旨

### 3. マイナンバー法案国会提出までの経緯

2009年12月、「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2010年2月、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年10月、「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置（2011年6月までに全6回開催）。

2010年11月、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。  
「社会保障改革の推進について」を閣議決定。

2011年1月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、  
「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2011年12月、政府・与党社会保障改革検討本部を「政府・与党社会保障改革本部」に改称（以降2回開催）。  
社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、マイナンバー法案の概要を決定。

2012年1月6日、政府・与党社会保障改革本部で、「社会保障・税一体改革素案」を決定、閣議報告（2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定）。

2012年2月14日、マイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定、国会提出。

2012年11月16日 衆議院の解散によりマイナンバー関連3法案廃案

2013年5月24日 **マイナンバー法案成立**

マイナンバーシンポジウムin千葉 政府説明資料他より

# 制度の導入趣旨

## 1. 番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

### 社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入

#### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

#### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバーシンポジウムin高知 政府説明資料より

# 制度の導入趣旨

## 2. 番号制度の仕組み

- ◎個人に
- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
  - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
  - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
  - ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」(マイナンバー)を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

### ①付番

### ②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
  - 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け  
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

### ③本人確認

- ◎個人が自分が自分であることを**証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。
- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
  - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

マイナンバーシンポジウムin千葉 政府説明資料より



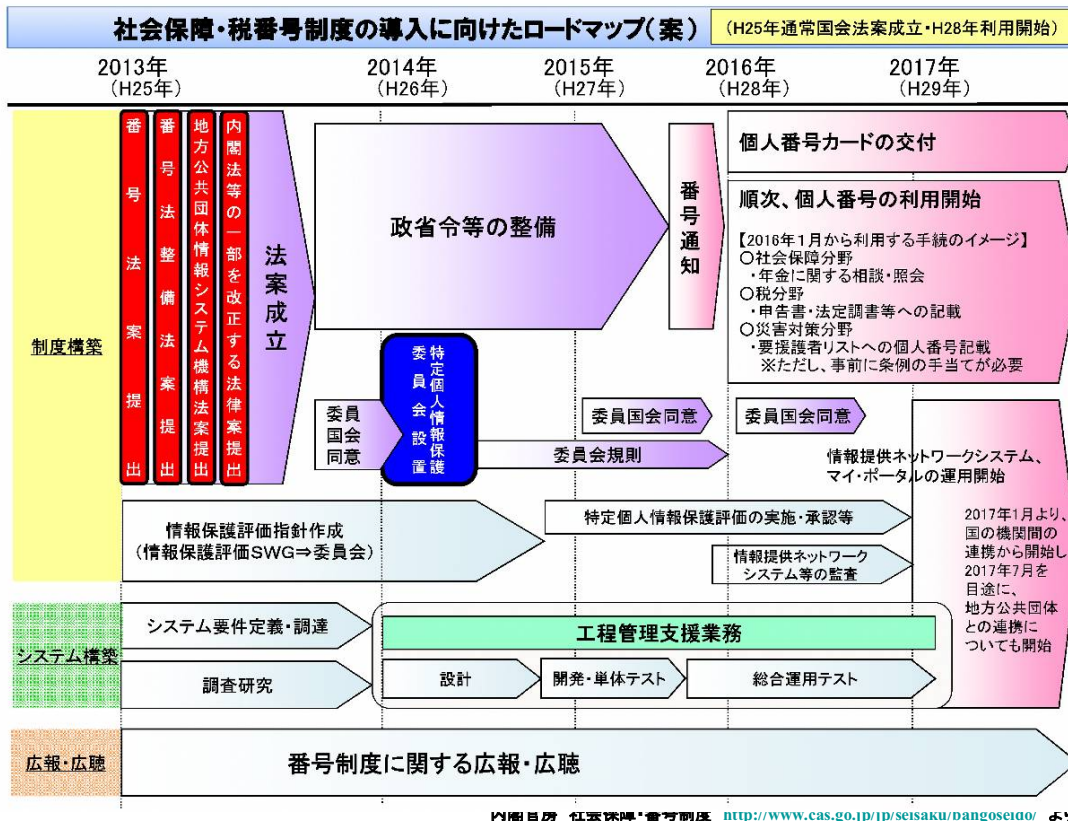
# 制度の導入趣旨

## 番号制度の論点を切り分けてみよう

	付番	連携機能	認証機能
個人	住基コード(総務省) ↓ さらにマイナンバーを付番(総務省)	住基ネットによる基本4情報の照会 ↓ 基本4情報にひも付けされた各機関の情報(所得・納税・給付等)が照会可能に	住基カード+公的個人認証サービス ↓ 個人番号カード+公的個人認証サービス(民間開放・認証用途付加)
法人	会社法人等番号(法務省) ↓ さらに法人番号を付番(国税庁)	公共電子確認(オンライン申請のみ) ↓ 基本3情報(商号・本店・会社法人等番号)を検索可能に	商業登記に基づく電子認証制度

マイナンバーシンポジウムin高知 サイバー大学 川口弘行准教授資料より

# 制度の導入趣旨



# 制度の導入趣旨

## 社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

### 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

### 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等により変更可。中长期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理に必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

### 個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。）

### 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法に規定するものにより可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護を講じる。

### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

### 検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

内閣官房 社会保障・番号制度 <http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/bangoseido/> より

# 番号制度でできる事、利用範囲

## 9. 番号制度で具体的に何ができるのか

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)より

### よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
  - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
  - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

### 所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

### 災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

### 自己情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能
  - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
  - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
  - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
  - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

### 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

### 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

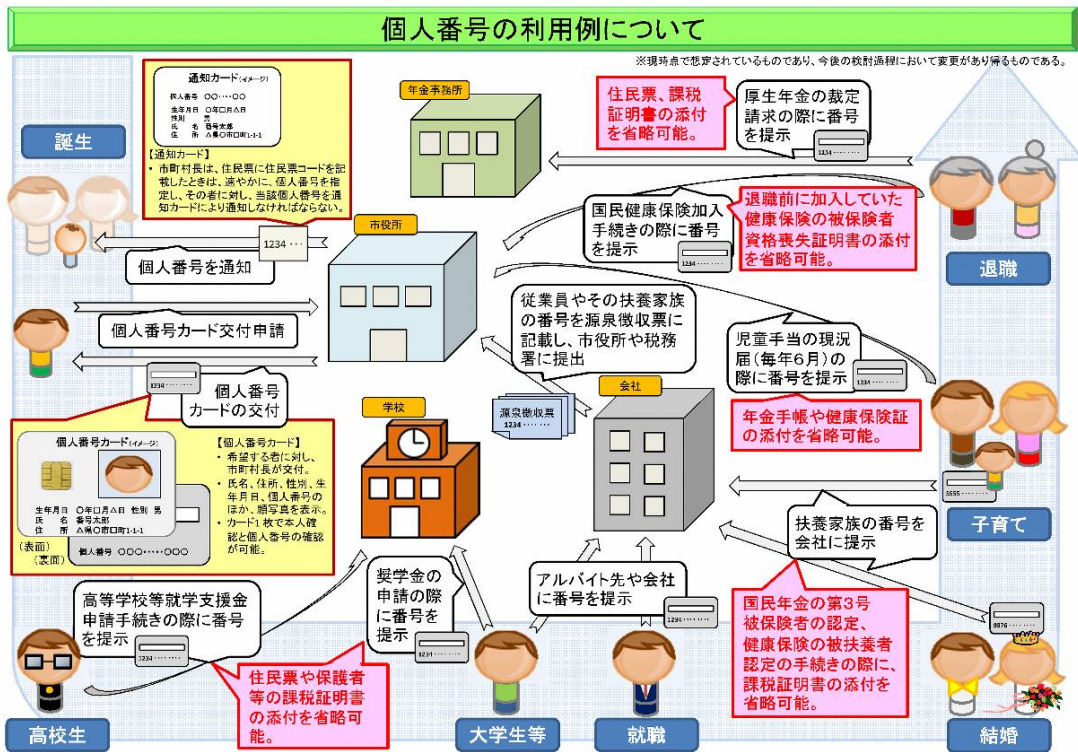
- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

※これらすべてがマイナンバー法案によって可能となるものではなく、中長期的に想定されるものを含む。

マイナンバーシンポジウムin千葉 政府説明資料より

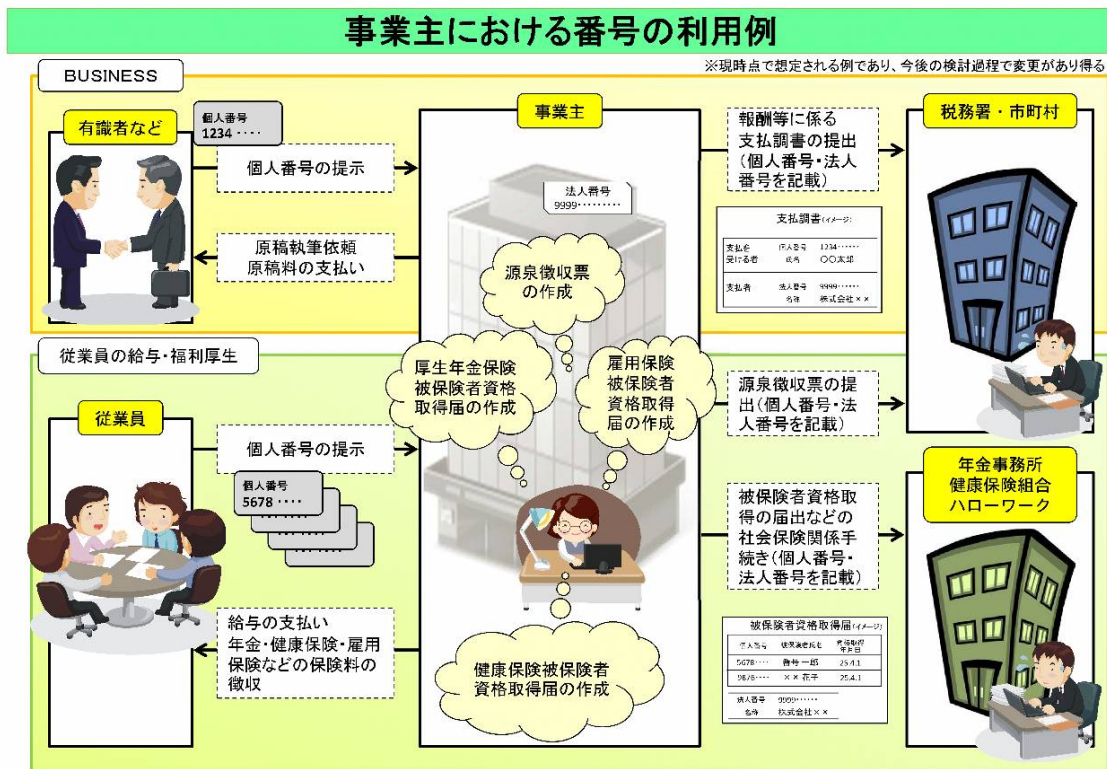


# 番号制度でできる事、利用範囲



内閣官房 社会保障・番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> より

# 番号制度でできる事、利用範囲



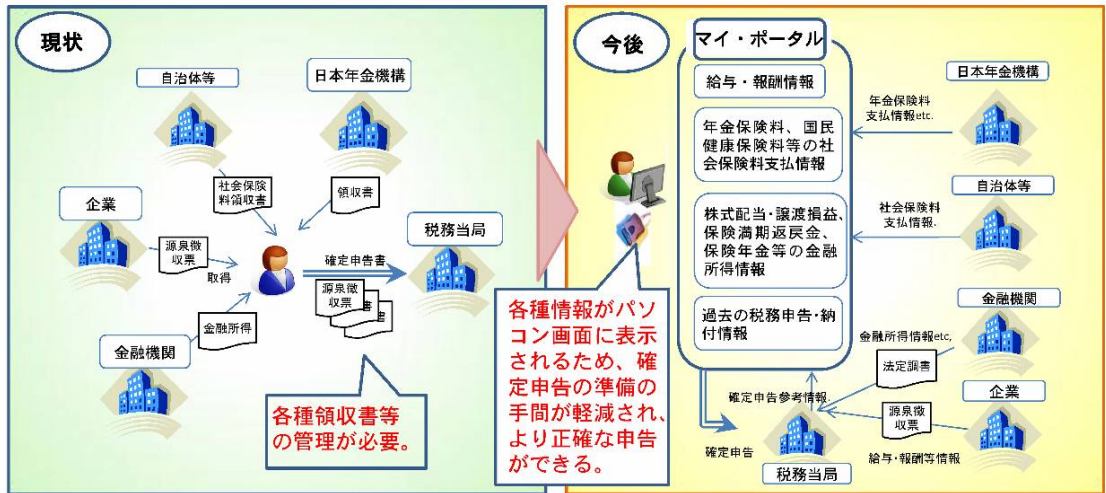
内閣官房 社会保障・番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> より

# 番号制度でできる事、利用範囲

## 13. マイナンバー導入による国民のメリット例④ 税金の確定申告の際の国民利便が向上します。

**確定申告の際の自己情報の確認**  
 ○社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得の情報などをマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告ができるようになる。

【上記のイメージ】



マイナンバーシンポジウムin高知 政府説明資料より

# 国民のメリット

### 個人番号カードのメリット

#### 本人確認・「個人番号」確認

金融機関窓口、就職先・アルバイト先、確定申告時、市町村の戸籍・住民基本台帳窓口等

個人番号カード提示

提示

- 所得把握の精度向上
- なりすまし被害の防止

【窓口】

#### マイ・ポータルへのログイン

- 電子申請(e-Tax等)の利用促進
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

提示

【マイポータル】

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

#### 将来的には、保険証機能を1枚の個人番号カードに一元化

提示

#### インターネットへの安全なアクセス手段の提供

- インターネットにおける不正アクセスが多発 → 公的個人認証サービスの民間開放

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

#### 市町村による独自サービス拡大の可能性

- 市町村が個人番号カードを独自利用することが可能

コンビニ等での証明書取得などサービス拡大の可能性

地方公共団体情報システム機構法について 平成24年3月12日総務省自治行政局資料より



個人番号カード(ICチップ)の記録事項

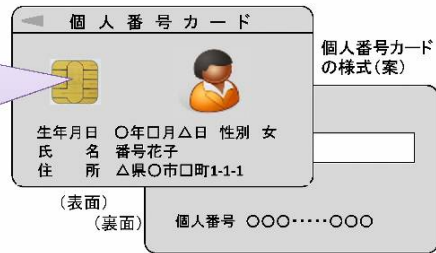


~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、**プライバシー性の高い個人情報は記録されない。**

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報は記録されない。**



個人番号カードの交付について

	住民基本台帳カード	個人番号カード
1 様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票コードの券面記載なし</li> <li>○顔写真は選択性</li> <li>○様式は市町村ごとに異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり)</li> <li>○顔写真を券面に記載</li> <li>○様式は全国一律</li> </ul>
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希望者に交付</li> <li>○市町村により即日交付の場合と窓口へ2回来庁を要する場合(申請時及び交付時)がある。</li> <li>○人口3万人未満は委託可能</li> <li>○手数料1000円(電子証明書を搭載した場合)</li> <li>○交付事務は自治事務</li> </ul> <p>【住民基本台帳法】 住民は、市町村長に対し、住民基本台帳カードの交付を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として全国民に交付(目標)</li> <li>○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)</li> <li>○全市町村が委託可能(地方公共団体情報システム機構を想定。民間事業者の活用も視野。)</li> <li>○手数料を無料</li> <li>○大量発行により単価を抑制、所要の経費を国費要求</li> <li>○交付事務は法定受託事務</li> </ul> <p>【番号利用法】 市町村長は、住民に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付しなければならない。</p>
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身分証明書としての利用が中心</li> <li>○公的個人認証サービスの電子証明書は任意取得かつ行政利用のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</li> <li>○市町村による独自サービス拡大の可能性(コンビニでの証明書の交付等)</li> <li>○将来的には、保険証機能を1枚の個人番号カードに一元化</li> <li>○公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載かつ民間事業者も活用可能に</li> <li>→マイポータルログインが可能→情報提供ネットワークシステムのアクセスログの確認をはじめ、将来的には行政からプッシュ型の情報提供</li> <li>→e-Taxに加え、オンラインバンキング等でも利用可能</li> </ul>

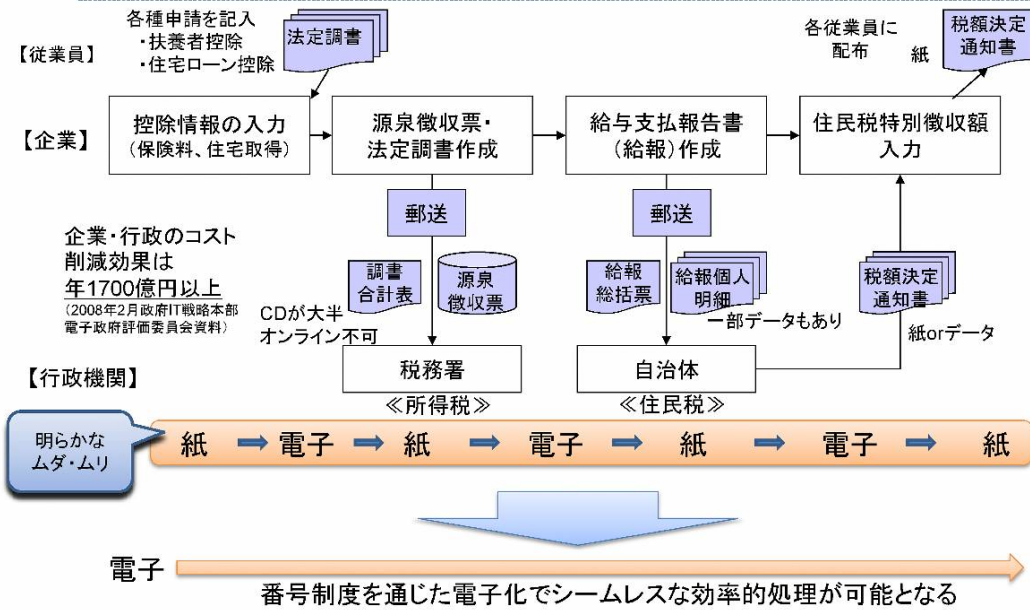


# 情報提供イメージ

## 民間利用例①: 所得税・個人住民税関係手続き



企業による従業員の所得税・個人住民税に係る業務の流れ。  
自治体毎に紙と電子による処理が混在。一括処理ができないため、多くの企業が電子化したデータを紙に出力して郵送。

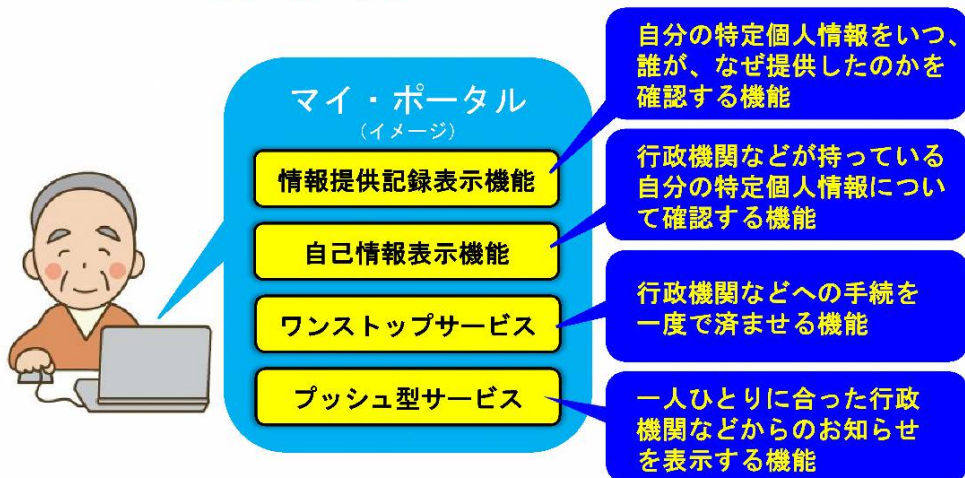


番号制度に冠する基本的考え方 日本経済団体連合会 マイナンバーシンポジウムin高知より

# 情報提供イメージ

## 20. マイ・ポータル

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）をインターネット上で確認できる「マイ・ポータル」を設置（2016年1月以降、運用開始）。



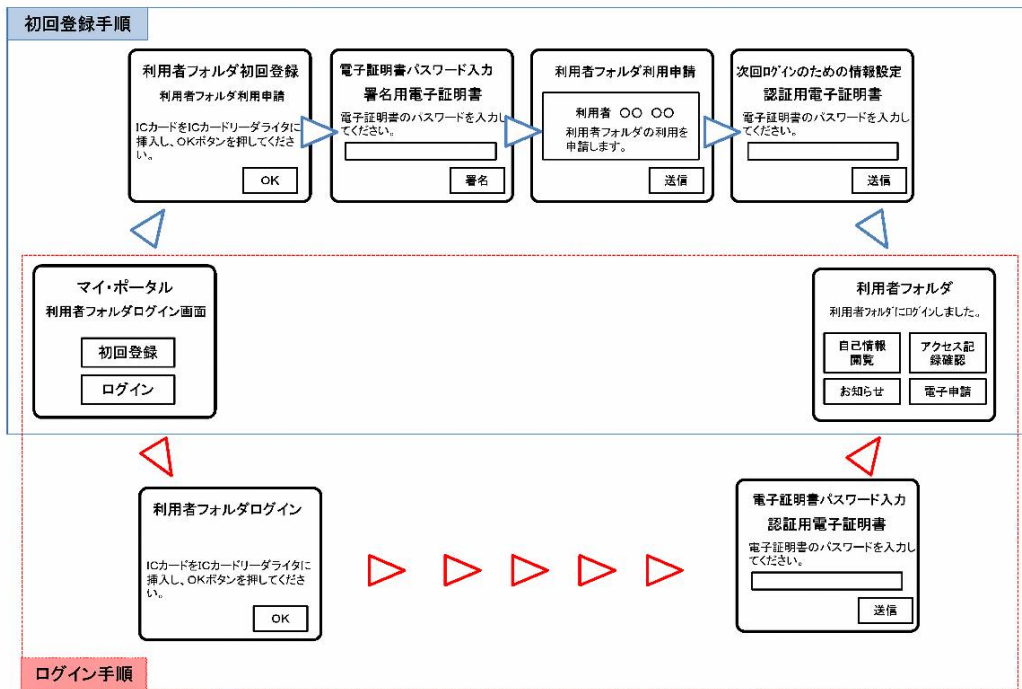
マイナンバーシンポジウムin高知 政府説明資料より

# 情報提供イメージ

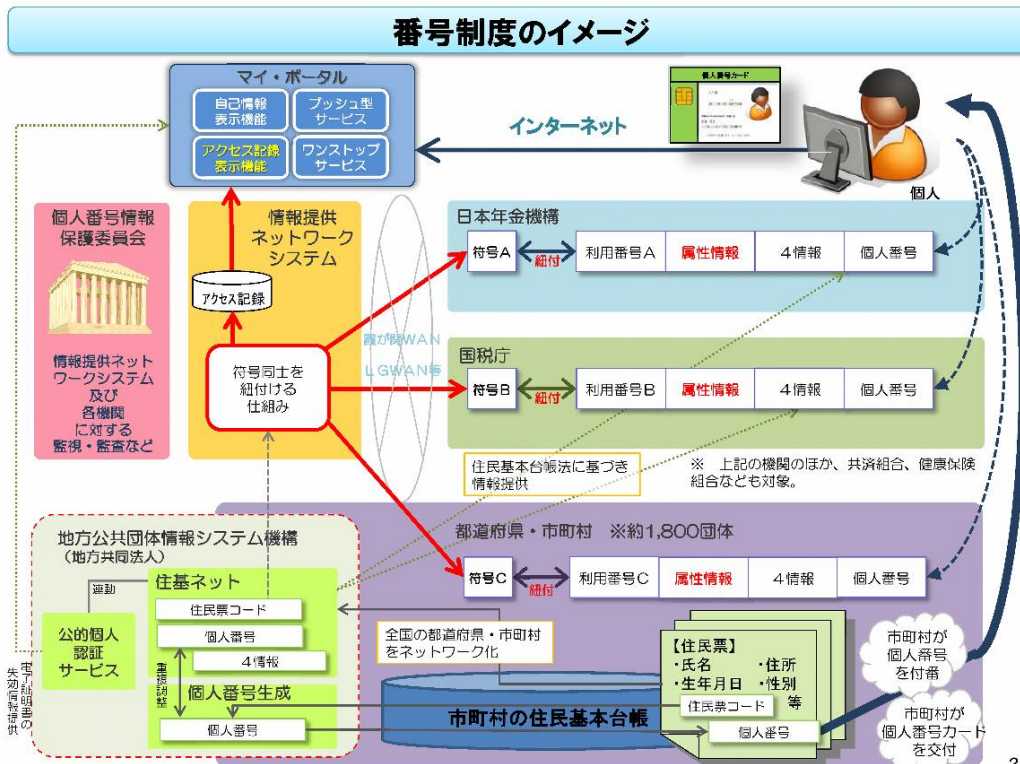
(第6回情報連携基盤技術WG提出資料)

資料1-4

## マイ・ポータル 利用者フォルダ初回登録・ログインの流れ(イメージ)



# 情報提供のイメージ



地方公共団体情報システム機構法について 平成24年3月12日総務省自治行政局資料より

# 構築コスト

中核4システムの構築費として計350億円

国の機関や自治体、日本年金機構などのシステム整備に2000億～3000億円

● のシステム開発  
内閣府 社会保障改革検討経費 19億円

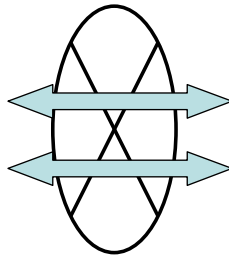
**マイ・ポータル**  
システム稼動時期:  
2017年1月予定



● 付番システム  
総務省 個人番号の付番開始に向けたシステム開発  
27億円 5000万円

● **個人番号  
情報保護  
委員会**  
情報保護評価公開システム  
委員会運営webサイト

● **情報提供  
ネットワーク  
システム**  
システム稼動時期:  
2017年1月予定



**情報保有機関  
(市町村等)**

付番システム システム稼動時期:  
2015年10月予定

民間企業での給与システムなどでも対応費用が発生する

**法定調書** **給与支払報告書**

● **地方公共団体情報システム機構  
(マイナンバーの生成)  
旧 LASDEC**

# 情報セキュリティ

## 15. 番号制度における安心・安全の確保

### 安心できる番号制度の構築

**マイナンバーの保護等の必要性**

- 成りすましを防止する観点から、マイナンバーのみでの本人確認を禁止

**個人情報の保護の必要性**

- 情報の種類や情報の流通量が増加、情報の漏えい・濫用の危険性が増大
- 従来からの番号制度への以下の懸念を払拭する必要性
  - 国家管理の懸念
  - 意図しない個人情報の名寄せ・突合・追跡の懸念
  - 財産その他の被害への懸念

**最高裁判例への対応の必要性**

- 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

**制度上の保護措置**

- マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の利用、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管、提供、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）の作成を禁止
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認
- 第三者機関（個人番号情報保護委員会）による監視・監督
- システム上、情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施
- 罰則の強化

**システム上の安全措置**

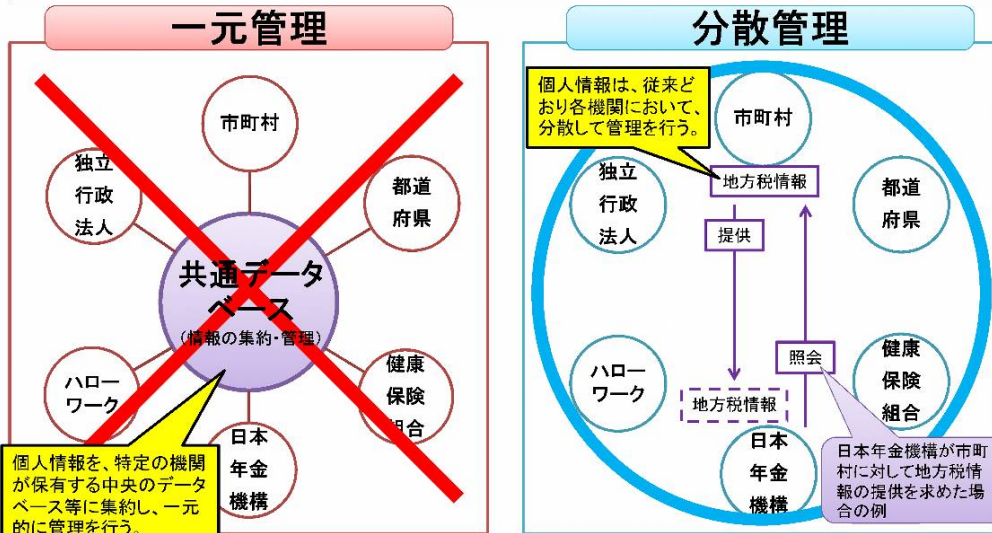
- 個人情報の分散管理
- マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携
- アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用

マイナンバーシンポジウムin高知 政府説明資料より



番号制度における個人情報の管理の方法について

- ✗ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



内閣官房 社会保障・番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> より

個人情報の保護

個人情報保護における懸念

- 個人番号のみによって本人確認を行うと、**成りすまし犯罪**等が発生するおそれ
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念
- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が**外部に漏えい**するのではないかと懸念
- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報によって、本人が**意図しない形の個人像が構築**されたり、特定の個人が選別されて**差別的に取り扱**われたりするのではないかと懸念
- 個人番号や個人情報の不正利用又は改ざん等により**財産その他の被害**を負うのではないかと懸念
- 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為の合憲性につき判断された**大阪高裁判決(平成18年11月30日)**、**最高裁判決(最判平成20年3月6日)**との関係

➢ 住基ネット訴訟における大阪高裁判決、最高裁判決の趣旨を踏まえ、**システム上の安全管理措置と制度上の保護措置**を講じることにより、高度な個人情報保護を図る必要

システム上の安全管理措置

- 情報管理は、特定機関で一元的に行うのではなく、個々の情報保有機関で分散して行う
- 情報提供ネットワークシステムにおいては、個人番号を情報連携キーとして直接用いず、情報保有機関ごとに異なる符号を用いる
- アクセス制御によりアクセスできる人を制限・管理
- 情報提供ネットワークシステムを介した情報提供に当たっては暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる
- 公的個人認証の活用

制度上の保護措置

- 個人番号のみによる本人確認の禁止
- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供等の記録を自らマイ・ポータルで確認
- 個人番号の利用等に関する制限
- 第三者機関(特定個人情報保護委員会)による監視・監督
- 特定個人情報保護評価
- 罰則強化
- ⇒ **地方公共団体及びその職員も対象**

番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会資料 平成25年3月21日 より

## 特定個人情報保護委員会

### 特定個人情報保護委員会

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする特定個人情報保護委員会を設置（第36条第1項）  
※内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会。
- 委員会の主な業務・権限等（第6章）
  - ・特定個人情報の取扱いの監視・監督（第38条第1号）  
→指導・助言（第50条）、勧告・命令（第51条）、立入検査（第52条）、情報提供ネットワークシステム等の構築及び維持管理に関し、総務大臣その他の関係行政機関の長に対する必要な措置の実施の要求（第54条第1項）等
  - ・特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理（第38条第1号）
  - ・特定個人情報保護評価に関すること（第38条第2号）  
→特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表（第26条第1項）、特定個人情報保護評価の評価書の承認（第38条第2号、第27条第2項）
  - ・特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること（第38条第3号）
  - ・所掌事務に係る国際協力に関すること（第38条第5号）
  - ・内閣総理大臣に対する意見具申（第55条）
  - ・毎年、国会に対し事務処理状況を報告、概要を公表（第56条）
- 委員長及び委員は独立して職権を行使（第39条）
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命（第40条第3項）
- 委員長及び6名の委員にて構成し、任期は5年（第40条第1項、第41条第1項）
- 法律施行後1年を目途として、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加える（附則第6条第2項）<sup>2</sup>



番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会資料 平成25年3月21日 より

## 特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、**特定個人情報保護評価**を実施することが義務付けられる。（第27条）

### 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。

### 情報保護評価の対象

特定個人情報保護ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）

### 情報保護評価の実施時期

- ・特定個人情報保護ファイルを**保有しようとする前**に実施。  
※特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、**システム開発前の要件定義段階**で実施することが望ましい。
- ・特定個人情報ファイルの**取扱いを変更する**場合は、再度評価を実施。

番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会資料 平成25年3月21日 より



## ■ 日本税理士会連合会の意見（総論）

- 1. 番号制度の導入について  
社会保障・税分野において、①国民の利便に資すること、②行政を効率化させる基礎的なインフラとなること
- 2. 「番号」を利用できる分野について  
税務分野、社会保障は現金給付分野に限定してスタートし、制度定着にあわせ問題点を検証していくべき
- 3. 「番号」に何をを使うかについて  
住民票コードをベースとしてそれを加工した「新たな番号」とすることが、合理的な選択肢
- 4. 「番号」の情報管理等について  
①国民自らが情報活用をコントロールできる措置、②「偽造」「なりすまし」等の不正行為の防止措置、③「目的外利用」を防止する措置、の全てが必須条件



日本税理士会連合会

マイナンバーシンポジウムin高知 資料より

27

## ■ 日本税理士会連合会の意見（各論）

（2011年8月3日意見要旨）

- 5. 付番対象について  
①国内に財産を有し源泉所得を得る非居住者、②法人番号を有しない未登記の外国普通法人に対しても付番すること
- 6. 税務手続きの効率化について  
国税と地方税で共通・類似している手続きの重複を排除すること
- 7. ICカード、マイ・ポータル整備について  
①ICカードに番号を例外なく記載すること、②法人のマイ・ポータルを設けること
- 8. 利便性と安全性について  
番号の取扱事業者である中小企業の事務負担に配慮すること
- 9. 税理士の役割について  
税務書類の作成にあたり、①非税理士の排除、②マイ・ポータル上の納税者情報の閲覧を可能とすること



日本税理士会連合会

マイナンバーシンポジウムin高知 資料より

28

## 番号法における民間事業者(税理士)の位置付け

- ①個人番号及び法人番号を利用する事業者
- ②個人番号利用事務実施者（別表第1・72号上欄の確定拠出年金法第3条第3項第1号に規定する事業主等）
- ③個人番号関係事務実施者（給与等支払い報告書等の法定調書提出義務者等）
- ④上記②、③から事務処理の委託を受けた受託者（税務代理等）（再委託された場合の受託者を含む。）
- ⑤激甚災害時等に特別に個人番号を利用することが認められる者（予め上記②の立場で個人番号を保有している金融機関等）
- ⑥情報照会者（別表第2の情報照会者（企業年金等）に該当する場合）

税理士の場合、上記①、③、④の立場として位置づけられることが想定される。

26

マイナンバー法の経緯とこれから 内閣府大臣官房番号制度担当室 2013年7月3日東京税理士会講演資料より

29

## 民間事業者(税理士)が特に留意すべき規定

### （事業者の努力）

第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### （再委託）

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部または一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

### （委託先の監督）

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### （個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第33条 個人番号取扱事業者（※個人情報データベース等を事業の用に供している者）は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第34条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

27

マイナンバー法の経緯とこれから 内閣府大臣官房番号制度担当室 2013年7月3日東京税理士会講演資料より

30

## 税務関係書類への番号記載時期

税務関係書類への番号記載時期は、以下を予定している。

### ◆ 納税申告書

- 所得税については、平成28年分の申告書からを予定。
- 法人税については、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書からを予定。

### ◆ 法定調書

- 平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものからを予定。

### ◆ 申請書等

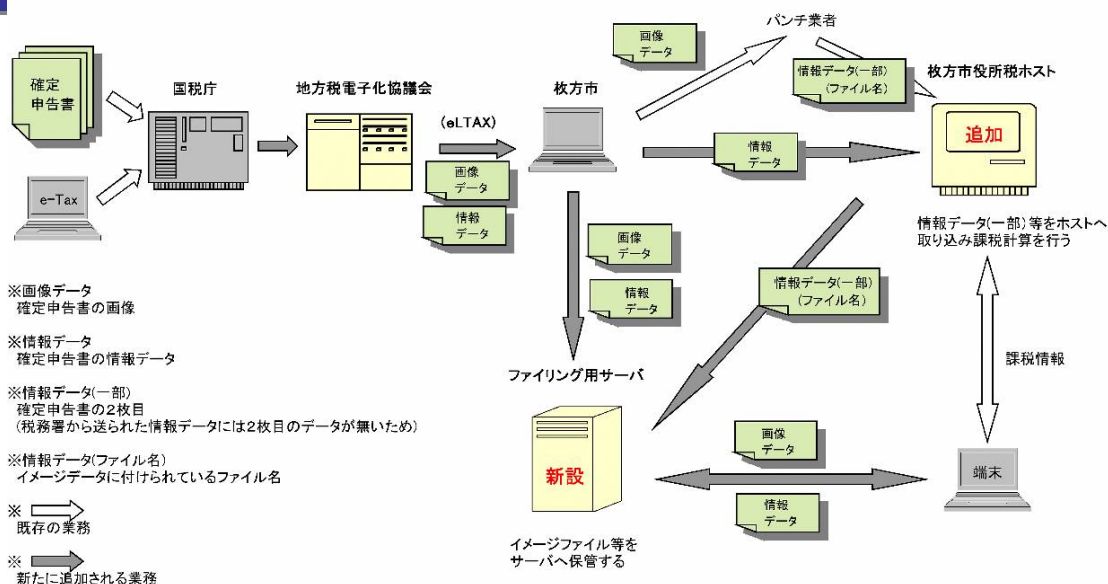
29

マイナンバー法の経緯とこれから 内閣府大臣官房番号制度担当室 2013年7月3日東京税理士会講演資料より

31

国税連携概要イメージ図

枚方市国税連携概要イメージより



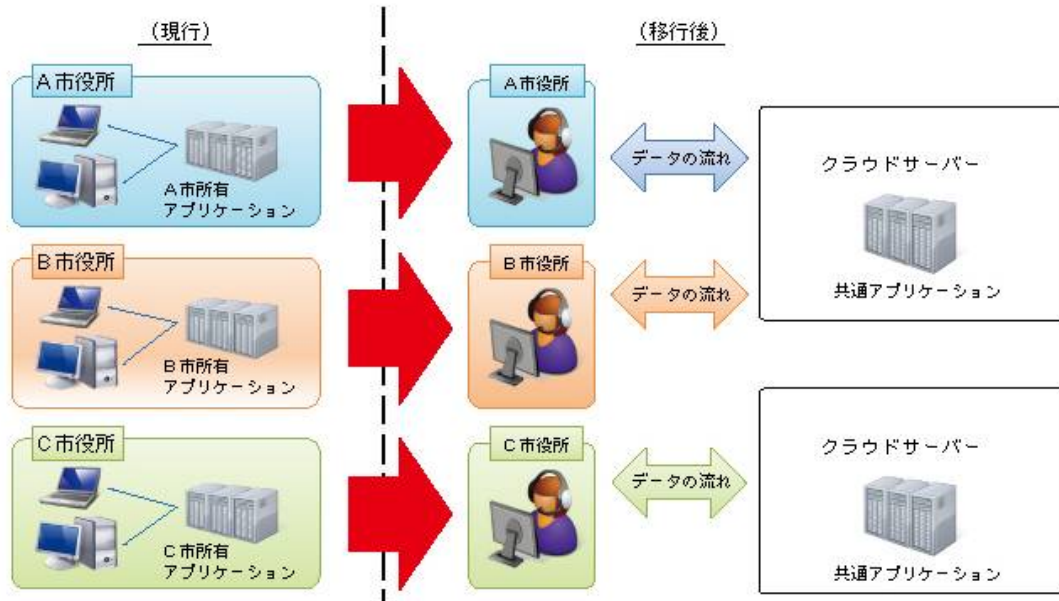
平成23年1月4日から国税連携がスタートすると、国税庁から市区町村へe-Tax分の申告書データは日次で、KSK分は週次(1月4日から4月30日。上記期間以外は月次)で届くことになり、申告書の受領時期が格段に早まるため、業務スケジュールや業務プロセスの見直しが必要となる。

最も大きな変化は、「紙」情報から「電子」情報になることであり、基幹税務システムへデータを取り込むためには異なる形式のデータを結合することが必要となる。住民税課税データの作成にあたって、KSK分のイメージデータ(第二表の全部、第三表・第四表のOCR枠がない項目)を印刷し、課税に必要な項目を基幹税務システムへ入力する必要がある。

また、扶養親族数や寡婦(夫)・障害者などの本人該当事項を、データ入力することも必要となる。このプロセスを経て、「国税連携クライアント端末」でダウンロードしたXML形式の文字・数値データ(KSK分の第二表以外とe-Tax分のデータ)および別途作成したKSK分第二表等のデータを、基幹税務システムに取り込むこととなる。(TKC国税連携ソフト説明より)

32





自治体クラウドとは、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していこうとするもの。地方自治体業務におけるクラウド導入の促進は、行政コストを大幅に圧縮し、業務の標準化の進展を図るとともに、住民サービス向上のための電子自治体の確立等のために喫緊の政策課題となっている。

平成23年版 情報通信白書より

## マイナンバー付番システム等の構築

### に係る情報提供依頼書

(RFI : Request For Information)

平成 24 年 1 月 6 日

総務省自治行政局住民制度課

RFIに応じたのは全部で19事業者。

基幹部分である

- (1) マイ・ポータル
- (2) 情報提供ネットワークシステム
- (3) 監査・監督を担う個人番号情報保護委員会の監視システム
- (4) 市町村などの情報照会者/情報提供者の接続システム
- (5) コールセンター
- (6) ネットワーク
- (7) 非機能要件
- (8) システム構築条件の8分野に関する情報が集まった。

事業者から提供された金額の情報は今回公表されなかったが、政府関係者は内閣官房担当部分のシステム導入費用が400億円程度になると予想している。総務省が当初から所管する付番システムや個人番号カードまで含めたシステム全体では、「2500億円プラスマイナス1000億円程度」が見込まれている。

## 情報セキュリティ(個人情報保護を含む)

35

表 2 : 2013 年版 10 大脅威の順位

順位	タイトル	脅威の対象		
1	クライアントソフトの脆弱性を突いた攻撃			
2	標的型諜報攻撃の脅威			
3	スマートデバイスを狙った悪意あるアプリの横行			
4	ウイルスを使った遠隔操作			
5	金銭窃取を目的としたウイルスの横行			
6	予期せぬ業務停止			
7	ウェブサイトを狙った攻撃			
8	パスワード流出の脅威			
9	内部犯行			
10	フィッシング詐欺			

【脅威の対象】



個人ユーザー

家庭等でのインターネットを利用するユーザー



企業/組織

民間会社、および公共団体などの組織全体に影響する脅威



国家

国益、国民生活に影響する脅威全般

IPA 「2013年版 10大脅威 身近に忍び寄る脅威」

36

## 情報セキュリティとは？

---

下記の3つの要件を満たすもの＝情報セキュリティ

- **機密性**: アクセスを認可された者だけが、情報にアクセスできることを確実にすること。
- **完全性**: 情報および処理方法が正確であること及び完全であることを保護すること。
- **可用性**: 認可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

情報セキュリティの問題 →

インターネット上のホームページの改ざん、ハードウェア／ソフトウェアのトラブルや関係者による情報の漏洩、コンピューターウイルスなど

→ 個別的に問題へ対処(対策)

→ 情報セキュリティマネジメントシステムとして包括的に対処(対策)

JIS Q 27002 (ISO/IEC 27002) より

---

37

---

セキュリティとは何か？ → 安全に生活するための各種の努力全般

具体的には？ → リスクを減らすこと＝セキュリティを高めること  
→ リスクを減らすことが早道

リスクは何からできているか？ → 資産、脅威、脆弱性

リスクを減らすにはどうするか

→ 資産、脅威、脆弱性のうち、どれかをなくす

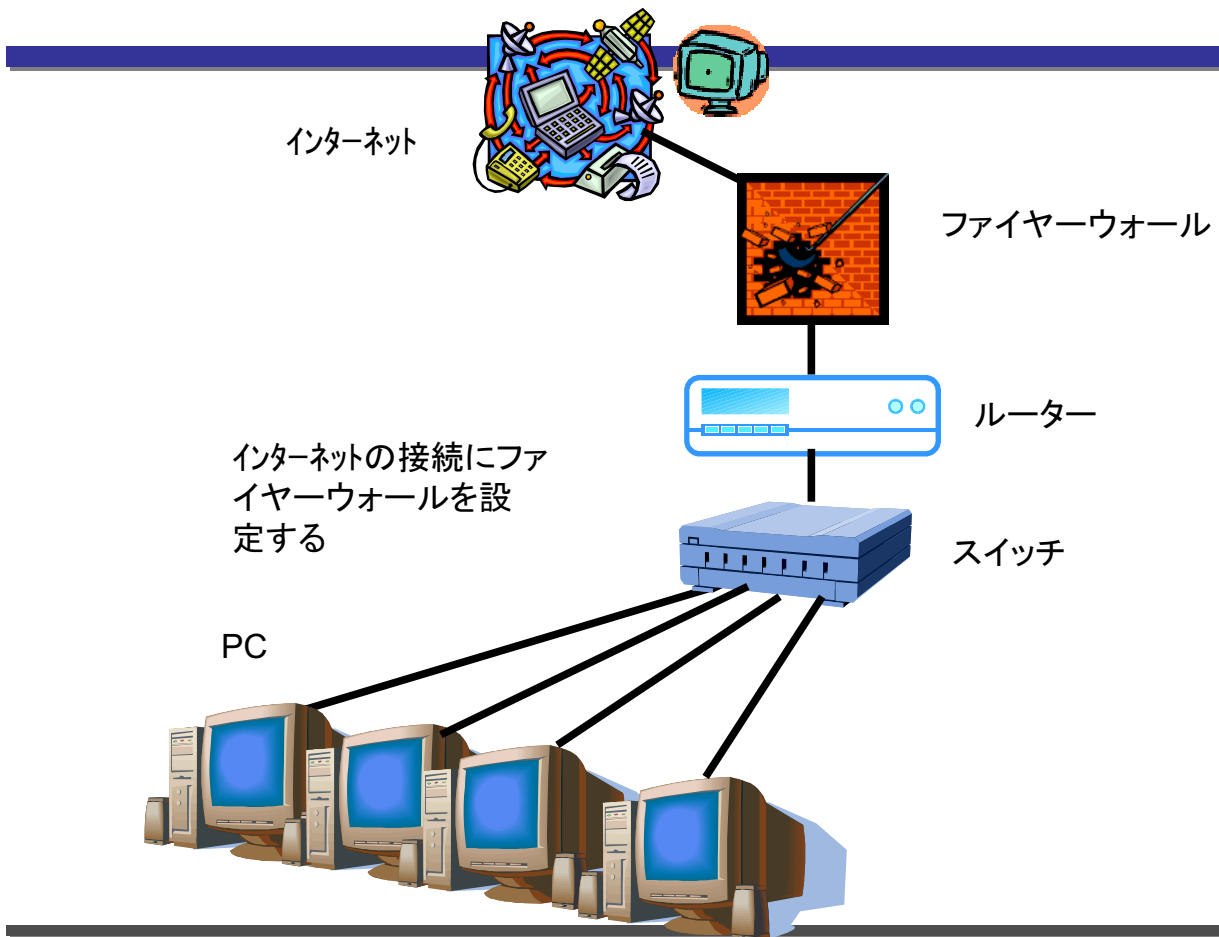
---

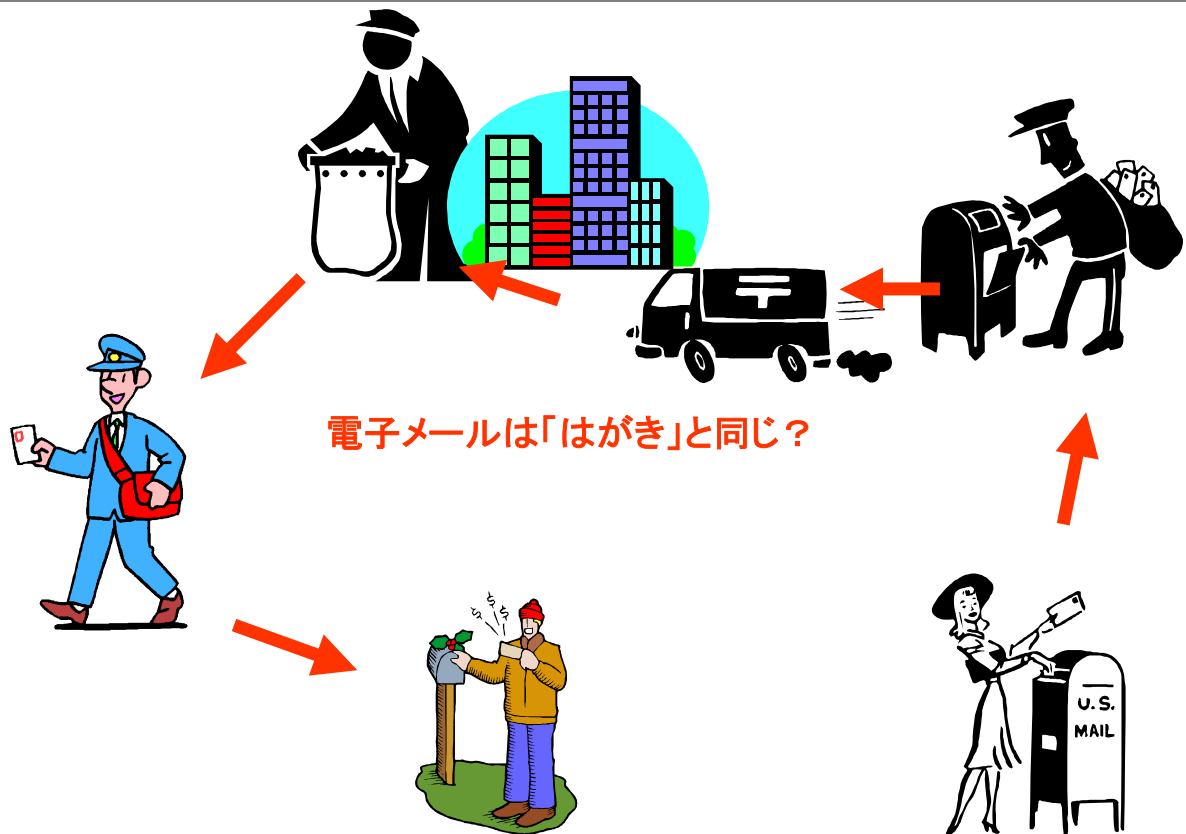
セキュリティはなぜ破られるのか 岡嶋 裕史／著 200607発行 より

---

38

# 三匹の子豚に見るセキュリティ





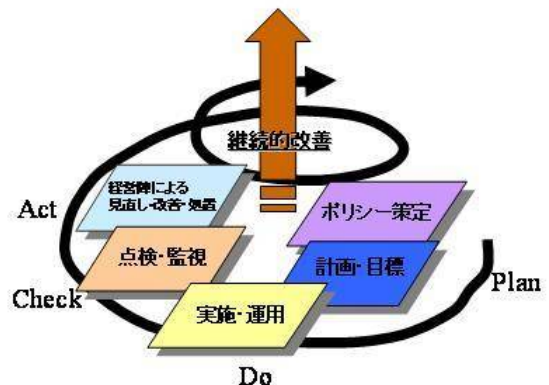
## ISMSとは？

ISMSとは、個別の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源配分して、システムを運用することであり、組織が保護すべき情報資産について、機密性、完全性、可用性をバランス良く維持し改善することが情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求する主要なコンセプトである。

情報セキュリティポリシー(基本方針)を基に、

- Plan : 情報セキュリティ対策の具体的計画・目標を策定する。
- Do : 計画に基づいて対策の実施・運用を行う。
- Check : 実施した結果の点検・監視を行う。
- Act : 経営陣による見直しを行い、改善・処置する。

このPDCAサイクルを継続的に繰り返し、情報セキュリティレベルの向上を図る。





## プライバシーマーク制度の目的

プライバシーマーク制度は、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の利用を認める制度で、次の目的をもっています。

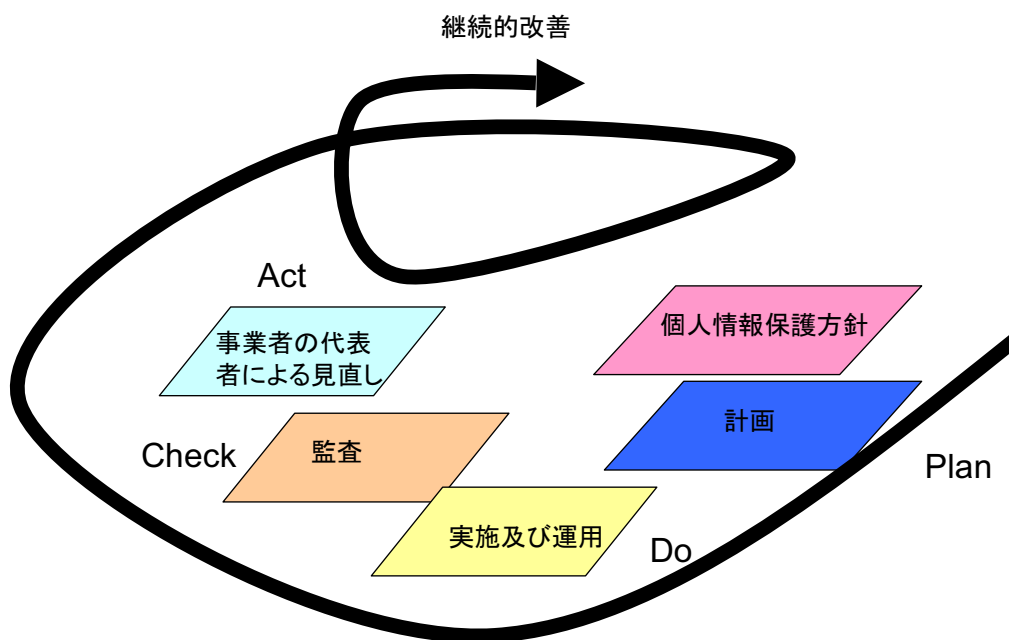
- ・消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- ・適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

JIPDEC ウェブサイト [http://privacymark.jp/privacy\\_mark/about/outline\\_and\\_purpose.html](http://privacymark.jp/privacy_mark/about/outline_and_purpose.html) より

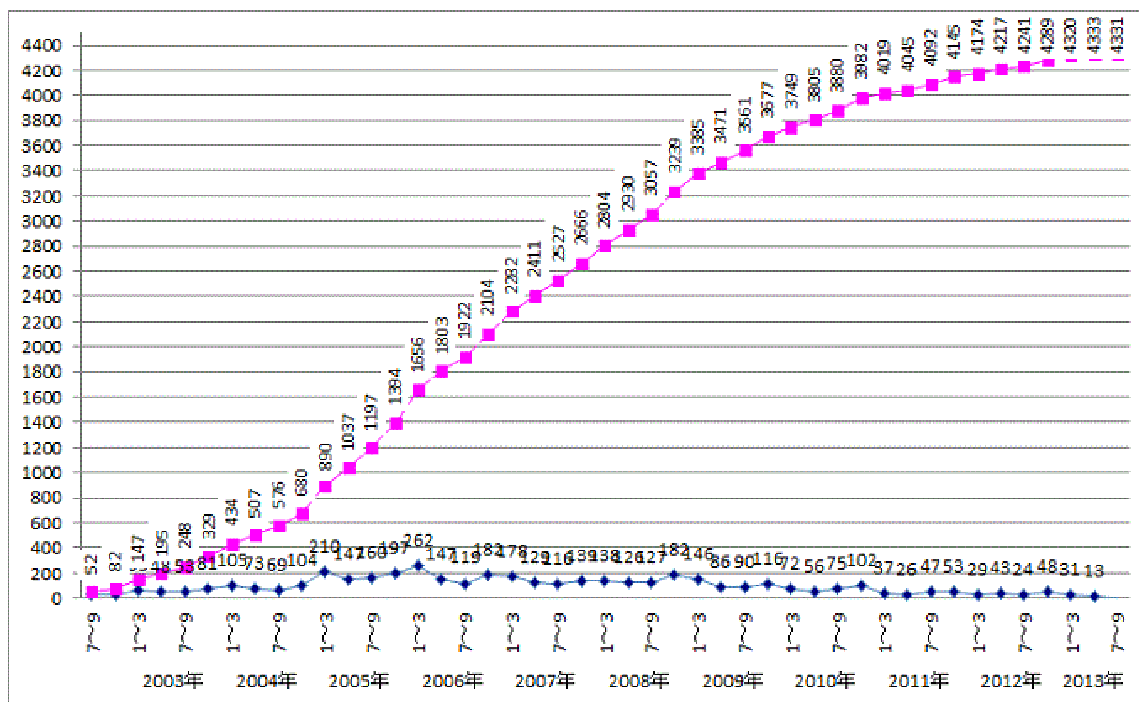


43

## Pマークのマネジメントシステム



44



2013年7月31日現在 登録:4331

## プライバシーマーク取得状況

平成25年8月19日現在  
(13,197社)

索引(業種別)

農業	1社	運輸・通信業	562社
林業	0社	卸売・小売業、飲食店	795社
漁業	0社	金融・保険業	246社
鉱業	0社	不動産業	143社
建設業	197社	<b>サービス業</b>	<b>9,840社</b>
製造業	1,397社	公務	0社
電気・ガス・熱供給・水道業	16社	分類不能の産業	0社

[http://privacymark.jp/certification\\_info/list/clist.html](http://privacymark.jp/certification_info/list/clist.html) より

専門サービス業 628社

うち税理士事務所 21社 公認会計士事務所 0社

社会保険労務士事務所 36社 法律事務所 7社 司法書士事務所 3社

税理士法人飯沼総合会計	東京都新宿区四谷四丁目30
井澤保税理士事務所	東京都羽村市五ノ神3-15-15
税理士法人植松会計事務所	宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目11番32号
税理士法人エー・ティー・オー財産相談室	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
税理士法人ガイア	東京都北区西ヶ原三丁目48番4号3階
税理士法人カインズ	大阪府豊中市中桜塚四丁目9番38号
加瀬税務経営事務所	東京都渋谷区南平台町6番11号ジョイヒルズ南平台301号
清野宏之税理士事務所	茨城県土浦市荒川沖東二丁目6番6号
公認会計士税理士木田事務所	京都府京都市中京区高倉通御池上ル柵町570番地
齋藤会計事務所	千葉県八千代市ゆりのき台2丁目3番地3
税理士法人新日本筒木	東京都新宿区高田馬場二丁目14番26号INOビル2F
高橋浩税理士事務所	神奈川県厚木市愛甲1665番地8
税理士法人Taxジャパン	千葉県千葉市中央区新宿二丁目5番3号
税理士法人野田税務会計事務所	福岡県福岡市南区平和二丁目7番27号
税理士法人ハートフル会計事務所	東京都港区高輪三丁目19番8-201号
東税務会計事務所	熊本県熊本市中央区水前寺1丁目21番47号
平井税務会計事務所	東京都東村山市栄町2丁目8番地30
税理士法人報徳事務所	茨城県古河市西牛谷1020番1
曲淵博史税理士事務所	東京都中央区銀座3丁目9番6号アルファマトリックスビル9階
税理士法人諸井会計	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
矢ヶ崎清税理士事務所	長野県上田市中央2丁目17番4号

個人情報保護で作成する規程類

	文書番号	方針・規程類	最終改訂日	文書番号	概要類 その他	最終改訂日
基本方針	PMSH-01	個人情報保護方針	23.01.10			
基本規程	PMSM-01	個人情報保護マネジメントシステム基本規程				
	PMSK-01	PMS文書・記録管理規程	22.04.12	PMSF-01-01	PMS文書改訂履歴	22.11.26
				PMSF-01-02	PMS構成一覧表	22.11.26
				PMSF-01-03	PMS記録管理台帳	22.11.26
	PMSK-02	個人情報特定・リスク分析規程	22.11.10	PMSF-02-01	個人情報管理台帳	22.11.10
				PMSF-02-02	個人情報リスク分析表	22.11.10
				PMSF-02-03	個人情報に関する業務整理表	22.09.24
				PMSF-02-04	個人情報新規取得申請書	22.11.10
	PMSK-03	関連法規管理規程	22.09.24	PMSF-03-01	個人情報保護関連法令等一覧	22.11.10
	PMSK-04	個人情報保護組織体制規程	22.04.12	PMSF-04-01	個人情報保護管理体制図	22.09.24
	PMSK-05	緊急事態対応規程	22.04.12	PMSF-05-01	緊急連絡網	17.04.01
				PMSF-05-02	個人情報事故報告書	22.04.12
				PMSF-05-03	災害時安全確認手帳	22.04.12
	PMSK-06	個人情報の取得・利用に関する規程	22.11.26	PMSF-06-01	秘密保持誓約書	22.04.12
				PMSF-06-02	個人情報の取扱いに関する同意書(従業員)	22.11.10
				PMSF-06-02	個人情報の取扱いに関する同意書(採用希望者)	22.11.10
				PMSF-06-02	個人情報の取扱いに関する同意書(業務)	22.11.10
				PMSF-06-03	秘密保持誓約書(退職時)	17.04.01
				PMSF-06-04	書類発渡簿・個人情報授受記録	22.04.12
				PMSF-06-05	個人情報利用目的変更申請書	22.04.12
				PMSF-06-06	個人情報移入する場合の例外措置申請書	22.11.10
				PMSF-06-07	第三者提供の例外措置申請書	22.04.12
				PMSF-06-08	第三者提供・共同利用の例外措置申請書	22.04.12
	PMSK-07	個人情報の開示請求等に関する規程	22.11.10	PMSF-07-01	開示等請求書	22.04.12
				PMSF-07-02	利用目的通知請求書	22.04.12
				PMSF-07-03	利用停止等請求書	22.04.12
				PMSF-07-04	開示対象外個人情報承認申請書	22.04.12
				PMSF-07-05	利用目的通知不要の承認申請書	22.04.12
				PMSF-07-06	利用停止不要の承認申請書	22.04.12
				PMSF-07-07	開示不要の承認申請書	22.04.12
				PMSF-07-08	訂正等不要の承認申請書	22.04.12
				PMSF-07-09	個人情報に関する問合せ回答書	22.11.10
	PMSK-08	委託先管理選定規程	22.04.12	PMSF-08-01	個人情報の委託先管理台帳	22.11.10
				PMSF-08-02	委託先チェックリスト	22.11.10
				PMSF-08-03	個人情報の帰属に関する契約書(委託先)	22.11.10
	PMSK-09	情報システム管理規程	22.04.12	PMSF-09-01	ネットワーク構成図	22.04.12
				PMSF-09-01	社内LAN接続機器	22.04.12
				PMSF-09-02	持ち込みPC接続申請書	22.04.12
				PMSF-09-03	ウイルス検出報告書	22.04.12
				PMSF-09-04	情報機器使用届出書	22.04.12
				PMSF-09-05	パソコン管理台帳	22.04.12
	PMSK-10	施設入退管理規程	22.04.12	PMSF-10-01	社員証	22.04.12
				PMSF-10-02	社員証管理台帳	22.04.12
				PMSF-10-03	入室確認カード	17.04.01
				PMSF-10-04	鍵管理簿	22.04.12
	PMSK-11	苦情及び相談対応に関する規程	22.11.10	PMSF-11-01	苦情・相談対応報告書	22.04.12
	PMSK-12	教育に関する規程	22.04.12	PMSF-12-01	教育実施報告書	22.04.12
	PMSK-13	PMSの運用の確認に関する規程	22.04.12	PMSF-13-01	シミュレーション記録	17.04.01
				PMSF-13-02	書庫の整理と渡し簿	17.04.01
	PMSK-14	監査規程	22.04.12	PMSF-14-01	内部監査チェックリスト(文書整備状況)	22.04.12
				PMSF-14-02	内部監査チェックリスト(運用状況)	22.11.26
				PMSF-14-02	内部監査報告書	22.04.12
	PMSK-15	是正処置及び予防処置に関する規程	22.04.12	PMSF-15-01	是正処置及び予防処置報告書	22.04.12
	PMSK-16	PMSの見直しに関する規程	22.04.12	PMSF-16-01	マネジメントレビュー議事録	22.04.12
その他	就業規則		13.03.09		就業規則抜粋	13.03.09
計画	PMSP-01	個人情報保護教育計画書	22.04.12			
	PMSP-02	個人情報保護監査計画書	22.04.12			

# 個人情報の特定とリスクの評価・分析

## 個人情報の特定

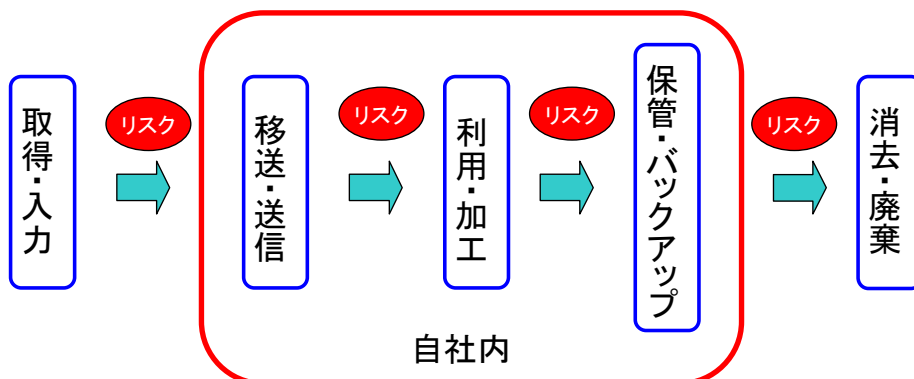
個人情報管理台帳		ID業務名	部門	記入者	責任者承認	代表者承認													
文書番号	PMSF02-01		全社共通																
作成期日	2010/4/12	版数	Ver1.0			株式会社××													
管理属性	利用目的	管理担当	情報名	入手	保管	利用・提供	廃棄	データ数	開示・非開示	備考									
ID	外部案件	利用目的	管理担当	情報名	内容	入手先	入手形態	利用者	共同管理	保管方法	保管場所	保管期間	第三者提供	その再利用	廃棄方法	廃棄期間	データ数	開示・非開示	備考
1	なし	顧客連絡	各自	名刺	企業名、部署名、顧客名、会社所在地、電話番号、FAX番号、Eメール	顧客	名刺	個人	なし	紙	自己机	なし	なし	なし	シュレッダー	なし	2000	非開示	
2	なし	顧客連絡 社内連絡	各自	メールアドレス	企業名、顧客名、Eメール	顧客	様々	個人	なし	電子	自己PC	雇用契約 終了時	なし	なし	削除	即時	2000	非開示	
3	なし	顧客連絡	各自	携帯電話	企業名、顧客名、電話番号、Eメール	顧客	様々	個人	なし	電子	携帯電話	なし	なし	なし	削除	なし	1200	非開示	

## リスク評価・分析

個人情報リスク分析表		部門		記入者	責任者承認	代表者承認				
文書番号	PMSF02-02	総務部								
作成期日	2010/4/12	版数	Ver1.0			株式会社××				
ライフサイクル	取扱経路1	取扱経路2	台帳ID	媒体	リスク	リスク対応策	残存リスク	対策実施記録	対策責任者	対応規程
				紙 電子						
取得・入力	採用希望者→総務部	紙媒体(履歴書)の取得	1.2	○	取得時の盗難・紛失	入退室管理 履歴書等受取記録の確認	取得時の盗難 受取ミス	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程
移送・送信	採用希望者→総務部	紙媒体(履歴書)の郵送による取得	1.2	○	郵送時の盗難・紛失	入退室管理 履歴書等受取記録の確認	郵送時の盗難 受取ミス	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程
利用・加工	総務部	総務部のみで利用	1.2	○	利用時の盗難・紛失	入退室管理 利用者の限定 従業員への教育の徹底	利用時の盗難	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程 就業規則
保管・バックアップ	総務部	紙媒体(履歴書等)の保管	1.2	○	保管時の盗難・紛失	鍵付キャビネットへの保管	鍵の掛け忘れ(鍵管理) 保管時の盗難	鍵管理簿		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程
消去・廃棄	総務部	紙媒体(履歴書等)の廃棄	1.2	○	従業員及び委託業者による廃棄漏れ	従業員への教育の徹底(廃棄方法) 委託業者管理の徹底	廃棄漏れ	従業員との誓約書 委託先チェックリスト 委託先との契約書		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程 委託業者管理規程

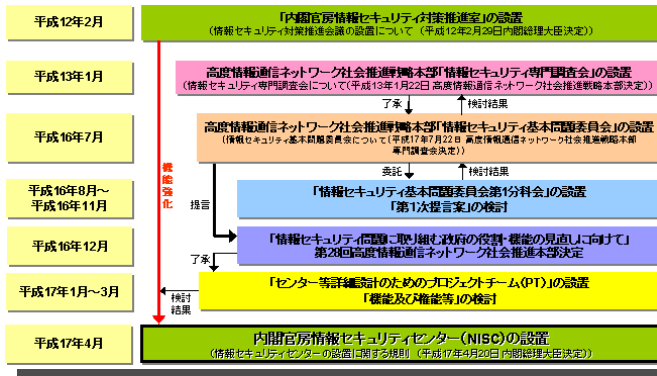
## ライフサイクルに応じたリスク分析

個人情報リスク分析表		部門		記入者	責任者承認	代表者承認				
文書番号	PMSF02-02	総務部								
作成期日	2010/4/12	版数	Ver1.0			株式会社××				
ライフサイクル	取扱経路1	取扱経路2	台帳ID	媒体	リスク	リスク対応策	残存リスク	対策実施記録	対策責任者	対応規程
				紙 電子						
取得・入力	採用希望者→総務部	紙媒体(履歴書)の取得	1.2	○	取得時の盗難・紛失	入退室管理 履歴書等受取記録の確認	取得時の盗難 受取ミス	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程
移送・送信	採用希望者→総務部	紙媒体(履歴書)の郵送による取得	1.2	○	郵送時の盗難・紛失	入退室管理 履歴書等受取記録の確認	郵送時の盗難 受取ミス	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程
利用・加工	総務部	総務部のみで利用	1.2	○	利用時の盗難・紛失	入退室管理 利用者の限定 従業員への教育の徹底	利用時の盗難	ご来訪者カード 従業員との誓約書 採用時希望者同意書		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程 就業規則
保管・バックアップ	総務部	紙媒体(履歴書等)の保管	1.2	○	保管時の盗難・紛失	鍵付キャビネットへの保管	鍵の掛け忘れ(鍵管理) 保管時の盗難	鍵管理簿		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程
消去・廃棄	総務部	紙媒体(履歴書等)の廃棄	1.2	○	従業員及び委託業者による廃棄漏れ	従業員への教育の徹底(廃棄方法) 委託業者管理の徹底	廃棄漏れ	従業員との誓約書 委託先チェックリスト 委託先との契約書		取得・利用管理規程 入退室管理規程 教育規程 委託業者管理規程





内閣官房情報セキュリティセンター  
<http://www.nisc.go.jp/about/index.html>



統一管理基準	マニュアル番号	マニュアル名称	
第1. 2部	DM2-01	政府機関統一基準群適用個別マニュアル群の適用に関する通知書	
	DM2-02	人事業務等の移行に関する情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
	DM2-03	人事業務等の移行に関する情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
	DM2-04	例外措置申請に関する様式 策定手順書	
		例外措置申請 終了報告書に関する様式 策定手順書	
		例外措置申請 終了報告書	
		例外措置申請 終了報告書	
	DM2-06	侵害発生防止策報告書に関する様式 策定手順書	
		侵害発生防止策報告書	
	第1. 3部	DM3-01	情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書
DM3-02		外部委託における情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
		外部委託における情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
DM3-03		情報の格付け及び取扱いに関する様式 策定手順書	
		情報の格付け及び取扱いに関する様式 策定手順書	
DM3-04		機密性の情報印刷前管理表に関する様式 策定手順書	
		機密性の情報印刷前管理表	
第1. 4部		DM4-01	情報システムにおける情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書
		DM4-02	セキュリティホール対策計画
			セキュリティホール対策計画
	DM4-03	機密性の情報システムにおける情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
		機密性の情報システムにおける情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
	DM4-04	ソフトウェア開発における情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
		ソフトウェア開発における情報セキュリティ対策実施計画 策定手順書	
	第1. 5部	DM5-01	行内におけるPC利用手順 策定手順書
		DM5-02	行内におけるクラウドPC利用手順 電子メール 策定手順書
			行内におけるクラウドPC利用手順 電子メール 策定手順書
DM5-03		行内におけるクラウドPC利用手順 電子メール 策定手順書	
		行内におけるクラウドPC利用手順 電子メール 策定手順書	
DM5-04		モバイルPCの利用手順 策定手順書	
		モバイルPCの利用手順 策定手順書	
DM5-05		モバイルPCの利用手順 策定手順書	
		モバイルPCの利用手順 策定手順書	
DM5-06		電子メールサービス提供ソフトウェアのセキュリティ維持に関する様式 策定手順書	
	電子メールサービス提供ソフトウェアのセキュリティ維持に関する様式 策定手順書		

情報セキュリティ

政府の情報セキュリティ対策

委託業務の内容：  
 管理職、コア職員、一般（イーラーニング）、内部監査人研修

入札説明書

平成24年度 情報セキュリティ研修の委託業務

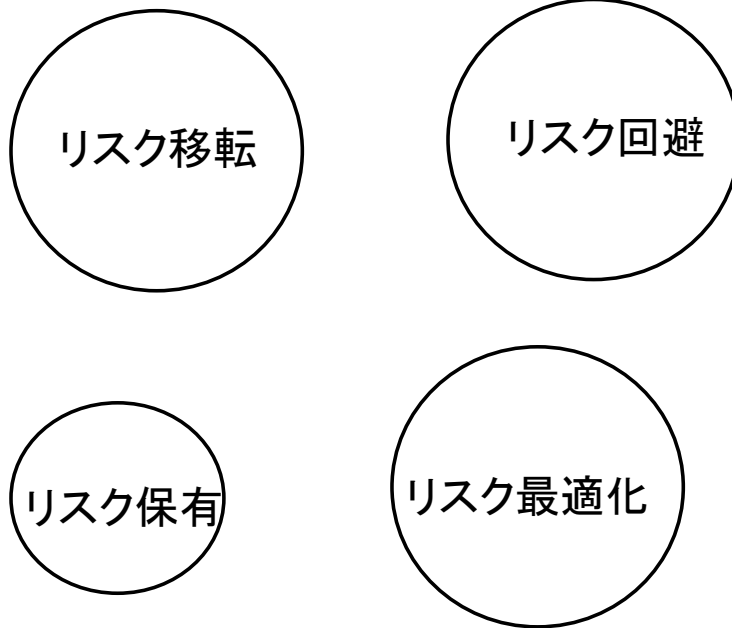
国税庁長官官房会計課契約第一係

8月	1	2	3	4	5
21	大塚 コア職員 終日				
22	名古屋 管理職 午前	大塚 コア職員 終日			
23	名古屋 コア職員 終日	大塚 コア職員 終日			
24	関信 管理職 午後	名古屋 コア職員 終日	大塚 コア職員 終日		
27	関信 コア職員 終日	名古屋 コア職員 終日	岡山 管理職 午前	岡山 コア職員 午後	
28	大塚 管理職 午前 午後	関信 コア職員 終日	名古屋 コア職員 終日		
28	東京 管理職 午後	大塚 管理職 午前	名古屋 コア職員 終日	松江 管理職 午前	松江 コア職員 午後
30	東京 管理職 午後	関信 管理職 午後	名古屋 管理職 午後	沖縄 管理職 午前	沖縄 コア職員 午後
31	東京 管理職 午後	関信 コア職員 終日	名古屋 管理職 午後		
9月					
3	関信 管理職 午前	東京 管理職 午後	徳山 管理職 午前	徳山 コア職員 午後	
4	東京 管理職 午後	仙台 コア職員 終日			
5	東京 管理職 午後				
6	東京 管理職 午後	仙台 管理職 午前			
7	東京 管理職 午後				
10	東京 コア職員 午後	広島 管理職 午前	広島 コア職員 午後		
11	東京 コア職員 午後	山台 管理職 午前	広島 管理職 午前	広島 コア職員 午後	
12	東京 コア職員 午後	山台 管理職 午前	札幌 管理職 午前	札幌 コア職員 終日	
13	東京 コア職員 午後	札幌 管理職 午前	札幌 コア職員 終日	沖縄 管理職 午前	沖縄 コア職員 午後
14	東京 コア職員 午後	山台 コア職員 終日	札幌 管理職 午前	札幌 コア職員 終日	
18	熊本 管理職 午後				
18	山台 コア職員 終日	熊本 コア職員 終日			
21	山台 管理職 午前	熊本 管理職 午後			
24	高松 管理職 午後	福岡 管理職 午前	福岡 コア職員 終日		
25	高松 管理職 午後	福岡 管理職 午前	福岡 コア職員 終日		
26	高松 コア職員 終日	福岡 管理職 午前	福岡 コア職員 終日		
28	岡山 管理職 午後	福岡 管理職 午前	福岡 コア職員 終日	鹿児島 管理職 午後	
27	岡山 管理職 午後	福岡 管理職 午前	福岡 コア職員 終日	鹿児島 コア職員 終日	
28	山台 コア職員 終日	福岡 コア職員 終日			
10月					
2	国税庁 管理職 午前 午後	徳島 コア職員 終日			
3	国税庁 管理職 午前 午後				
4	国税庁 管理職 午前 午後	高知 管理職 午後			
5	高知 コア職員 終日				
10	金沢 管理職 午前 午後				
11	金沢 コア職員 終日				
12	金沢 コア職員 終日	高松 コア職員 終日			
別添					
国税庁 管理職	別途日程調整(4日間)		8月下旬~10月下旬		
税大 管理職	別途日程調整(1日間)		11月上旬		
国税庁 内部監査	別途日程調整(3日間)		8月下旬~10月下旬		



# リスク対策の考え方

被害額



セキュリティはなぜ破られるのか 岡嶋 裕史 / 著 2006/7発行 より

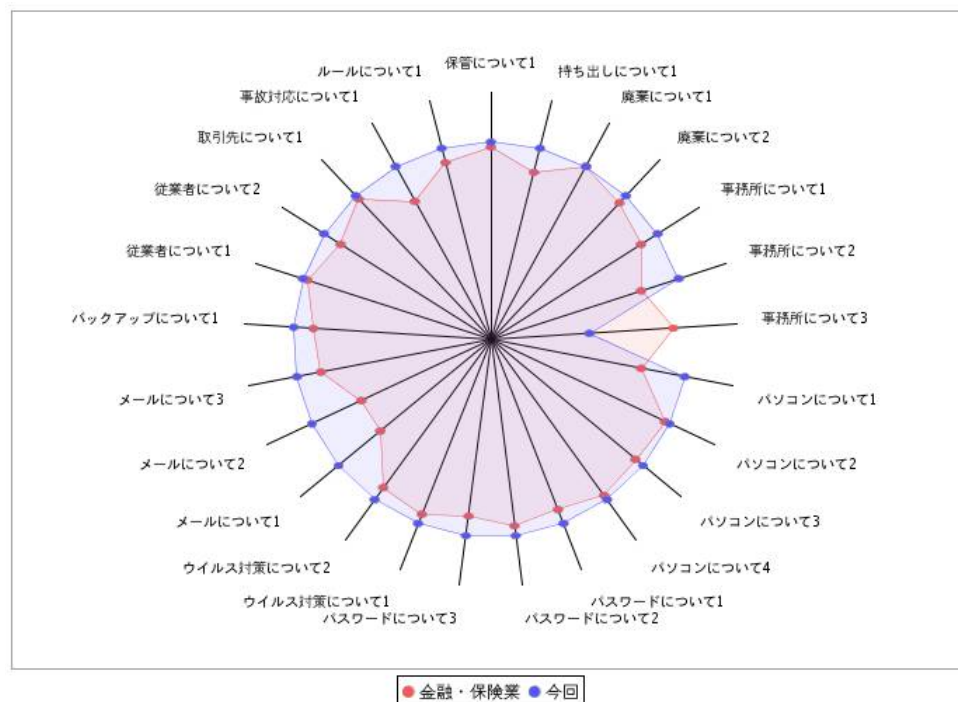
発生頻度

## 具体的な対策のために

IPA  
<http://www.ipa.go.jp/security/manager/index.html>

No.	項目名	項目内容	チェック			診断結果
			実施済み	実施予定	未実施	
1	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
2	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
3	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
4	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
5	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
6	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
7	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
8	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
9	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
10	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
11	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
12	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
13	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
14	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
15	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
16	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
17	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
18	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
19	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
20	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
21	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
22	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
23	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
24	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好
25	経営者について	経営者(社長)は、自社における情報セキュリティに関する責任を認識しているか。	4	2	0	良好

## 自己診断シート結果



55

## 情報セキュリティ上留意すべき点

1. 企業にとって重要な情報とは何か
2. 事務所の自分の机の整理
3. 訪問者への対応
4. 保管期間経過後の資料の処理
5. 事業所外への資料の持ち出し
6. 事業所内へのパソコン等の持込
7. パスワード
8. 電子メール
9. 守秘義務

IPA 初めての情報セキュリティ対策のしおり より

56

# 具体的な対策参考例

# 具体的な対策参考例

IPA 色紙がはいてマネジメントのしおり シリーズ (1)

**IPA** 独立行政法人 情報処理推進機構  
セキュリティセンター  
<http://www.ipa.go.jp/security/>  
自己診断シートの解説(104頁) 2012年9月3日 第2版

## 中級レベル情報セキュリティ対策(48頁)

**IPA** 独立行政法人 情報処理推進機構  
セキュリティセンター  
<http://www.ipa.go.jp/security/>  
初級レベル情報セキュリティ対策(16頁)

---

## まとめ

マイナンバー制度の民間利用については、未だ明確にされていないが、その導入によって個人情報保護を含む情報セキュリティについては更に強化されることになり、政府は既に対応策を行っている。

金融機関を含め、利用可能な個人情報の量が拡大すれば、民間レベルでも情報セキュリティについて知識を深め、必要なレベルの対策をとっておく必要がある。

所得税、資産税を中心として特に取扱いに注意を要するセンシティブな個人情報を取扱、また、電子申告等を通じて電子的に個人情報を取り扱う我々税理士にとって、個人情報を含む情報セキュリティに対する知見及び対策は今後必須のものとなると考えられる。

---

## ご清聴ありがとうございました

